

規制改革会議
環境TF 議事録

内閣府規制改革推進室

規制改革会議 環境TF 議事次第

日 時：平成 20 年 10 月 29 日（水）13:29～17:08

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第一共用会議室

1. 開 会

2. 議 題

- ① 太陽光パネルの利用促進について
（経済産業省との意見交換）
- ② バーゼル法輸入規制の緩和について
（経済産業省・環境省との意見交換）
- ③ 食品リサイクルの促進について
（環境省・農林水産省との意見交換）
- ④ 廃掃法関連の規制緩和について
（環境省との意見交換）

3. 閉 会

○本田主査 今日はお忙しいところ、おいでいただきまして、ありがとうございます。太陽光パネルの利用促進につきまして、私どもから事前に質問をさせていただいたものの御回答を賜っておりますが、10分ほどで考えを簡単に御説明いただき、その後、私どもの方から少し質問をさせていただくというふうに進めてもよろしいでしょうか。

○川原室長 はい。まず、1つ目の質問は「環境先進国として、太陽光パネルの一般家庭への普及率が低い現状について経済産業省の見解を伺いたい」というものでしたが、日本の2007年の累積導入量は191.9万Kwでして、大体、この8割が住宅用ということになっております。

こういったことから、産業用その他の非住宅用と住宅用で分けると、住宅用は8割にのぼり、一般住宅用はかなり普及率が高くなっております。このため、一般家庭への普及率が低いとは言えないのではないかと、まず1点目です。

ちなみに、ドイツとの比較については、ドイツは逆に一般家庭への普及率は低くて、非住宅部門への普及率が非常に高いと聞いておりますので、日本が著しく一般家庭への普及が低いということは言えないのではないかと考えております。

○本田主査 続けてお願いしてよろしゅうございますか。

○川原室長 はい。2つ目は補助金制度で今までどういう議論を経てきたか伺いたいと。その前にFeed-in Tariff、これはドイツ等で取り入れている制度でございますが、これが発電効率の維持に有用であるという報告があるとのこと。3番目の現在検討している導入補助金制度よりもFeed-in Tariffの方がインセンティブが働いて、太陽光パネルの発電が効率的に進むとのことについて。

私どもは平成13年の12月に、総合資源エネルギー調査会という審議会の下に新市場拡大小委員会を設置いたしました。本会においてRPS制度の導入について議論しましたが、このときに固定価格買取制度がよいのか、RPS制度がよいのか、小委員会の中でいろんな視点から検討を行いました。

確かに、ドイツなどを見てもわかりますように、固定価格買取制度の方は価格を非常に高く設定すれば、再生可能エネルギー、特にドイツは太陽光が非常に伸びておるわけでございますけれども、これは元々報告書の中でも価格設定を非常に高く、十分、魅力的な水準にすれば効果が大きいと評価はしているところでございます。

ただ、そのほかの面で、例えばコスト削減インセンティブや社会的な費用負担等の点で、RPS制度の方がいいのではないかと議論がありまして、そういった議論を踏まえてRPS制度を導入したという経緯がございます。

それから、もう一つの補助金制度とFeed-in Tariffとの比較の件ですけれども、補助金につきましては1994年から2005年まで補助金を交付しました。この結果、導入の1年前、1993年におきましては1Kw当たりのシステム価格が370万円ぐらいでしたが、2005年時点では約66万円になり、5分の1程度にシステム価格が低下しました。それとともに、発電コストの方も低下をしまして、そういう観点から大きな効果があったのだらうと思ってお

ります。

ちなみに、2005年で補助制度を終了しましたが、今年度の補正予算で、90億円の住宅用太陽光補助としてが決定しました。ちなみに来年度の予算要求でも、約230億円の予算要求をしております。

こうしたことを実施する上で、太陽光のシステム価格がまだ高いということを痛感しており、こうした補助制度やRPS制度等により、これから3年から5年程度でシステム価格を今の半分ぐらいにしたいと考えております。

○本田主査 どうもありがとうございます。まず2つ質問をさせていただきたいのですが、私どもの会議の中間取りまとめで、日本とドイツにおいて新設された太陽光発電設備の発電量を出させていただいています。これは御覧いただいていますでしょうか。伸び率的にはドイツの方が高く、日本はその前の補助金制度の期間中も確かに緩やかな増加は見られたのですが、ドイツに比べて非常に伸び率が低かったという状態にあったと思います。これについてはどうお考えかというのを、一つ、お教えいただきたいと思います。

2つ目に、平成13年、今からいうと7年前の総合資源エネルギー調査会の報告書を参照されておられますけれども、OECDの中のIEAの『Energy Technology Perspectives 2008』をこの総合資源エネルギー調査会では御参照いただいているようです。しかし、今年の6月に出版した最新版のレポートでは「TGC、クオータ、RPSよりもFeed-in Tariffが優れている」と指摘をしているのですが、これに関して、いま経済産業省としてはどういった御見解をお持ちなのか教えていただきたいと思います。

○川原室長 先ほど言いましたように、ドイツが決して伸びていないということではございません。ここに書いてありますように、その助成額を引き上げた途端に相当な伸びを示しており、これはドイツが太陽光についてはかなり高い価格設定を行った結果、太陽光発電の導入が進んでいるものと認識しております。

先ほど言いましたように、総合資源エネルギー調査会の審議会等でも、発電事業者にとって価格設定を十分魅力的な水準にすれば、効果は大きい。では、何でも高くすればいいかということ、そうではないのではないかと。

RPSは再生可能エネルギーをより低コストで導入することに有効な制度でして、なるべくコストを下げようというインセンティブや競争による価格低下という面では、長所、利点があるのだらうと思っております。

やはり、コストをどうするかが大きな問題でございまして、福田ビジョンの中でも言うておりますけれども、ドイツでは大体、一家庭当たり500円ぐらい負担をしているという話もありまして、私どもとしてはそのコスト負担の在り方も含めて検討していかなくてはいけないと考えているところでございます。

それから、2つ目のIEAの指摘ですが、それによれば、「上手に採用された固定価格買取制度については、一般的に再生可能電力の促進において効率的、実効的」ということが述べられていると認識しております。

ただ、すべて固定価格買取制度がうまくいっているかというのと、「そうではない」というふうにも書かれております。では、EUとして統一的に固定価格買取制度を入れたらいいかという、結局はそういう結論には達しておりません。これは幾つかの理由があって、RPS制度と固定価格買取制度との比較において、いまだに勝者を決定することができないということも書かれております。「RPSと固定価格買取では、絶対に固定価格買取がいい」とEUもまだそうは言うておらず、我が国が採用しているRPS制度も先ほど言いましたような利点もあって、毎年義務量は上がってきておりますし着実に新エネの導入には効いているのではないかと感じているところでございます。

○本田主査 今、おっしゃったことに関してまた追加でお伺いをしたいのですが、実際問題のそのドイツの増加量は、「新設された太陽光発電の設備能力」をちょっと読み上げさせていただきますと、2002年に83Mw、2004年に153Mwなど、2004年には613、2005年に866、2006年には953でございます。一方、日本はその同期間、2003年が222、2004年が272、2005年が289ということで補助金制度が終了しております、補助金は確かこのときは、出されたのは一戸当たり200万円ですか。

○川原室長 いや、それは導入当初のことです。終了時は1Kw当たり約2万円だったかと。

○本田主査 一戸当たりのその民間家庭に設置する場合に、補助金は幾ら、どういう編成になっていたのでしょうか。200万円から始まって。

○川原室長 最初は2分の1程度補助でしたけれども、システム価格がかなり落ちましたので、定額となりました。

○本田主査 数十万円という補助が続いたと理解しているのですが。

○川原室長 最後は約2万円だと思います。

○本田主査 今回、現政権のもとでまたこの補助金の復活が言われておりますけれども、これに関してはその標準的な設備を新設するに当たりに関しましてお幾らの補助をなさる予定なのですか。

○川原室長 これは1Kw当たり7万円。

○本田主査 そうしますと、1基当たり幾らぐらいになりますか。

○川原室長 大体、3.5Kwです。

○本田主査 20万円強ですね。

○眼目室長補佐 はい。20万円から25万円。

○本田主査 以前も数万円、そして数十万円、出していらしたわけですね。私の理解している範囲におきましては、今後は新設当たり20万円強で、昔は一つの民家当たり200万円近くの補助をなされている中で、そこでちゃんと発電をするのかどうかというのが非常に大事だと理解をしております。施設の稼働がきちんとされるかどうかの確認や、よりよい太陽発電のために機械をちゃんと磨くことが、ドイツ辺りでは住民によってなされているようですが、日本ではそういう話を聞いたことはございません。それに関してはどうお考えでしょうか。

要するに補助金の金額のレベルですね。それから同じ国税を今年で90億円ぐらいと聞いています。

○川原室長 先程申し上げたとおり、補正予算で90億円。

○本田主査 はい。90億円。それで2003年、2004年、2005年に関しては幾らお使いになったのか、できれば教えていただきたいのですが、それだけの税金を投入するということまで全部含めて低コスト導入と本当に言い切れるのかどうか。一体どれだけ国として投資として補助を出されたのかという観点と、補助を出した後の機器の稼働率を高く保つためにどういったインセンティブを付けるかということは検討されましたか。RPS制度の方がやや劣っているのではないかと思っているのですが、いかがでしょうか。

○川原室長 発電された電力は日本でも電力会社による余剰電力買取制度というのがあって、これは一般的には買電価格で買い取ってくれます。そういったことですから、当然、補助金だけもらって、後は発電しないというのは多分起こり得ない話でして、当然、発電させたものを売電したり、自家消費もしております。

○本田主査 そのフォローアップというか、一体、どれぐらい売電されているかのデータはお持ちでいらっしゃいますか。

○眼目室長補佐 売電は6割ぐらいです。

○川原室長 つまり、大体、自分のところで4割使って、6割が電力会社に売ると。

○本田主査 電力会社に売電された分の総額が経年でどれぐらい増えているのかをお教えいただけますか。

○川原室長 15年度で195,947Kwhです。それから、16年度が346,518Kwh、17年度が458,181Kwh、18年度が541,571Kwh、19年度が660,626Kwh。

○本田主査 これ自体はそのドイツ全体の売電量と比べて成長率でどれぐらい違うのでしょうか。そういう比較はしていらっしゃるのでしょうか。もう一つ、まずお願いした補助金の総額は2003年以降、どれだけ出してこられたのでしょうか。今年の補正予算で90億円ということは、それまでも国として結構な額が補助金で出てきたと思うのです。それも全部考慮した上で、初めに「低コスト導入」とおっしゃっていますが、正しい比較が全部された上で低コストだと言い切っているのでしょうか。私どもはインセンティブが明確に働く方法が、要するに国民を巻き込んだ形でこれを達成する方がいいのではないかと申し上げています。何らかの合理的な政策決定、その評価、それから適切な打ち手の見直しをやりながら、こちらの方がいいとおっしゃるのであれば明確で非常によくわかるのですが、どうも、今の御説明からいうと民間企業であれば一般的なPDCAがはっきりわからなかったものですから、その点について是非、教えていただきたいと。

一体、補助金をどれだけ投下した結果、その結果としてどれだけ発電の量が増え、結果としてそれが日本経済のプラス、もしくはCO₂の削減に顕した成果がどれだけあったのか。さらに新しい研究等が出てきたものに関しては、これは一部の政策欠点に資するようなデータも含めて御検討をいただいて、その結果として方針の変更のようなものを考えい

ただいているのか、それを見せていただきたいと申し上げているだけでございます。

○川原室長 そうすると、補助金の額が本年度ですと補正予算で 90 億円。ドイツは補助金を出しておりませんので、それはゼロと見るのか、あるいは国民負担は。

○本田主査 国民負担と見ていただいて、見せていただいても結構でございます。だから「国民負担でこれだけかかっている」と。「けれども、結果としてこれだけ出ている」と。そういうのが国民といたしましては、国の補助金は一見、国民負担ではないように見えつつ、実際は国民負担でございまして、そここのところを明確に見せていただかないと、「一家庭 500 円のコストがかかるか、かからないかで低コストだ」と言われても、ちょっと違うのではないかと。

○眼目室長補佐 その数字がございしますので、少なくとも。

○本田主査 だとすると、どういうロジックで補助金制度の再導入になっているのかというのを、なぜ、ここに書いていただかなかったのかなと思うのですが。そのような経済合理性を分析なさった上で Feed-in Tariff ではなく、今まで一旦中断していた補助金制度を再導入することのロジックを、もう一度、お示しいただきたかったなと思っているのですが。

私どもの御質問の趣旨が明確ではなかったのかもしれませんが、質問に対してちょうどいしたお答えが平成 13 年の調査会の提言と言われているとしまして、太陽光発電は、皆さん御存じのように日進月歩の世界でございまして、ただいま、平成 20 年度でございしますので、その間の科学技術的な進歩まで鑑みられて、もしくは政策的な進捗も鑑みられても、これが正しいと思っていられるのかなというのが疑問でございます。

○川原室長 実はその後の総合資源エネルギー調査会の下の小委員会で、R P S 制度については 3 年後に制度の検証をするということが決まっておりますので、平成 17 年に一度、制度全体の検証をやっております。○本田主査 その結果、R P S であったということは、どういうロジックで、定量的にはどういう分析をなさったかというのを、今、御披露いただくわけにはいきませんか。

○川原室長 そのときは R P S 制度がきちんと一定レベル、入ってきているという状況でございしますので、きちんと運用されているという話。ただ、そのとき、目標の義務量が少し低かったということもございしますので、それを少し引き上げた。R P S 制度は価格ではなくて、その量を決めて、それを各電力会社等に振り分けるものです。だから、その量が重要でございまして、一度目に設定した数値が少し低かったということで、その義務量を少し引き上げたわけです。それにしても、きちんと R P S の義務量自体は増えていきましたので、全体として新エネは導入されていると認識しております。

○本田主査 基本的に投下された補助金の量に比べては、どのような評価だったのでしょうか。

○川原室長 本委員会では補助金の評価はしておりません。今回は R P S という制度の話をしていただきましたので。

- 本田主査 補助金の評価に関しても、今、御披露いただけますか。
- 川原室長 補助金につきましては先ほど言いましたように、平成6年度から17年度まで補助金を実施しましたと。それでシステム価格が当初の5分の1になりましたということと、それから導入量は約60倍に増えましたということでございます。そういった観点から、太陽光発電の普及の観点から効果があったと。
- 本田主査 その平成6年から17年まで、基本的に総額で幾ら投入されたのですか。
- 眼目室長補佐 後ほどきちんと計算した上で回答いたします。○川原室長 ただ、補助金をもとに負担をしても、そんなに多くはないのではと。大体、ドイツは500円で3,000万戸ぐらい家がございます。日本は90億円で同じぐらいあるとしますと、そんなにドイツほどは多くないということは言えます。
- 本田主査 90億円は新設分だけでなく、既設の住宅であっても、新しく設備を載せるというところに対して補助金は出される。
- 眼目室長補佐 はい。そうです。いわゆる初期投資。
- 本田主査 だとすると、その500円との比較はおかしいではありませんか。ただ単に3,000万戸×500円と初期投資の額×住宅数を比べるのはおかしいですね。それは累積で比べないといけないですね。
- 川原室長 ドイツ側も500円になって、500円から伸びてきておりますので。
- 本田主査 勿論、そこは累積で比べていただきという話だと思います。
- 川原室長 それはできると思います。
- 本田主査 そこは大変恐縮でございますけれどもお願いいたします。なぜ、こんなことを申し上げているかというと、今年、現政権のもとで補助金制度の再復活が議論に上がっていると理解しております、本当に補助金制度が良いのかという検証をきちんとした上でやっていただいた方がよく、是非、資源エネルギー庁にはリーダーシップを執っていただければと思っているので、こういうお願いをしている次第でございます。では、お忙しいところ、恐縮ですが、書面で出していただけるのをお待ちしておりますので、よろしくお願いいたします。
- 川原室長 はい。わかりました。
- 本田主査 それで、技術の革新に伴いまして、新しい情報がどんどん入ってくる分野だと思います。ですので、是非いわゆる民間企業でいうところのPDCAもエネルギー政策に活かしていただければと思います。よろしくお願いいたします。
- 川原室長 はい。「福田ビジョン」等の中でもドイツの例等を参考にして、大胆な導入策等を検討すると記述されておりますので、是非、それはやっていきたいと思っております。
- 本田主査 どうぞ、よろしくお願いいたします。今日はどうもありがとうございました。
- 川原室長 どうもありがとうございました。

○本田主査 どうも、お待たせして申し訳ございませんでした。本日はお忙しいところ、おいでいただきまして、ありがとうございます。本田と申します。よろしくお願ひいたします。環境タスクフォースでは国内の廃棄物の効率的・効果的処理、それを通して国際的にも役割を果たすことができないかと考えております。日本には廃棄物処理に貢献できる技術があるといった話も聞こえてきておりますので、経済産業省に対してはバーゼル条約の輸入制限の規制の緩和ができないかといったような要望が私どもに寄せられておりました、それに関して書面で御質問をさせていただいたところ、御回答を賜っておりますが、恐縮でございますが、10分ほどでこの御回答を一度、御説明いただきまして、その後私どもの方から追加で御質問をさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○中村室長 わかりました。それでは、御説明をさせていただきます。「バーゼル条約の輸入規制緩和について」の規制改革会議の問題意識は、日本国内で製造された材料や部品が海外に輸出・販売されて、海外の工場で生産活動等に使用された後に生じる有価物に関するものについてです。この有価物を資源回収目的で逆輸入する際、バーゼル法の規制値以上に有害物質が含まれていた場合は、輸入者はバーゼル法に基づく申請手続きを行い、承認を受ける必要があります。この輸入にかかる行政手続等に2、3か月程度の期間を要しています。それを受けて、質問事項の1番目としては、このようなケースについては規制を緩和すべきという御指摘と、行政手続の簡素化・迅速化を図るべきという御指摘であります。

その件につきましては、途上国で適切な処理が困難であるものに関して、我が国に輸入をして処理することは適切な判断だと思います。それは環境の観点からも望ましいことですし、最近では「都市鉱山」ということも注目されています。このような観点から、自国で処理できない廃棄物がある程度、国際間で流通させ合いながら効率的に処理することは有意義であると思います。従来から私どもは、このような活動を推進しております。

しかしながら、輸入の手続に関しては、そのような効率化という観点がある一方で、他方で人の健康の保護、あるいは生活環境の保全の観点があると考えています。このような観点からも適正に処理しなければならないと思っております。そういう観点から今の輸入手続きの審査においては、有害廃棄物等が日本国内で適正に処理されるかを確認しています。ですから、輸入される有害廃棄物等が我が国から輸出された製品、あるいはその原料から生じたことのみをもって、日本国内で適正に処理されることが確実であるとは言えません。そこは人の健康やあるいは生活環境の保全の観点から、我が国でもその対応をしっかりしなければならないと思っております。従って、現段階では、バーゼル条約の規制対象物の輸出入の手続を任意に緩和することは難しいと考えております。

もう一つの御指摘である行政手続の簡素化ですが、我々も行政手続の簡素化は重要だと思っております。例えば、最長一年間の継続的な輸入を行える包括的な承認を認めていることや、輸出国で発行した移動書類の確認について、移動書類の原本が送られてきてから審査を始めるわけではなく、写しをもって先行審査をすることなどで、できるだけ短期間

に行政手続が済むよう努力をしているところであります。これはできるだけ、簡素化・迅速化をしたいと思っておりますし、我々としても、従来から必要な措置を講じていると思っております。

さらに電子化の件につきましては、JETRAS（貿易管理オープンネットワークシステム）という電子申請や、電子経済産業省（e-METI）という電子申請を可能としているところであります。電子化しているからといって期間がドラスティックに短縮されるわけではありませんが、選択肢の一つとしてこういう電子化も行っております。今後も迅速化あるいは簡素化に努めていきたいと考えております。

また、バーゼル条約では二国間条約や多国間条約の協定を妨げておらず、御指摘のとおり現在、OECD加盟国間で協約を結んでおり、これがバーゼル条約の11条として適用しております。OECD加盟各国の処理能力を鑑みると、バーゼル条約によって義務付けられる有害廃棄物等の環境上適正な処理を確保することが確実であるという観点に則って、輸出入の簡素化を行っています。そういうものが異なるアジア圏において、同様な協定をただちに締結できるかどうかについては、日本だけの問題ではなく、諸外国、アジア諸国の意向、あるいは処理能力の問題もございますので、そこは慎重な検討が必要であると思っております。

これは循環型社会形成推進基本計画にも書いてありますし、それ以外にも、我々の参考資料等にも書いてありますが、発生した廃棄物に関しては、原則的には自国で処理をするものであり、自国で処理をすることが必ずしもできない場合は、国際的に処理をするというのが基本の考え方です。経済産業省と環境省は、国外の廃棄物の輸出入はそういう政策に則って、各国内の循環利用を補完するものとして位置付けております。

いずれにしてもその手続の緩和に当たりましては、相手国の手続も同時に緩和する必要があることから、今後、アジア諸国との国際資源循環の構築に向けた支援を推進する中で、各国のニーズ・意向を踏まえた上で検討すべきものであると考えております。以上でございます。

○本田主査 どうもありがとうございました。幾つか質問をさせていただきたいと思いません。まず、質問事項の①でございますけれども、国民の健康の保護及び生活環境の保全という観点から学んだ中のルールがあるということに関しては私どもも合意をさせていただいているところでございます。

一方、やはり民間の企業から出てきておりますのが、手続に非常に時間がかかるということです。明確なルールがあるのであれば、もっと手続が簡素化できないかという話が出てきておまして、ここに挙げていただいております内部処理の見直しの実施及び電子化等々というのは、どういうタイムフレームで進んできていますか。例えば民間企業でございますと、今、平均でどれぐらいかかっているものを、いつごろまでに2割、3割削減しようという目標を決めて、そのための具体的な手続を見直していくか。

企業ではBPRなどを入れてプロセスを短くしていくということをしておまして、経

経済産業省も日本の民間企業のそういう改善をここ数十年にわたって後押しをしてこられたという歴史があると思うのですが、経済産業省におけるプロセスの見直しに関しては、実際、どういう目標の立て方で、どういうプロセスで今まで来られていて、今後はどういう御予定なのかというのを教えてくださいませんか。

○阿由葉管理官 手続の迅速化等につきましては、本規制改革会議からも平成17年以降、御指摘をいただいております。事業者にとっての便益ということでは、輸出承認について、最長一年間の包括承認を認めております。

これによりまして、例えば平成19年ですと約31件の輸入承認件数となりますが、事業者によっては10回以上、移動のみの手続ですみますので、簡素化が図られていると思います。

○本田主査 いつごろからこういうふうに移行されたのですか。

○阿由葉管理官 積極的に推進したのは2、3年前からだと思います。

○本田主査 これによって、事務手続は量としてどれぐらい減ったのでしょうか。

○阿由葉管理官 平成19年度は全体で140件程度の輸入件数がありましたが、輸入承認件数は30件程度となっています。

○本田主査 約110件の削減。

○阿由葉管理官 包括承認による輸入件数が増加したことになります。

○本田主査 全体事務量の何%ぐらいに当たりますか。

○阿由葉管理官 全体の事務量といいますのは。

○本田主査 この事務手続に多分、従事している方がいらっしゃって、140件から31件に減ったことによって、その方々のお仕事が減るわけですから、当然、手続処理の一件一件の期間が短くなるわけですね。

○阿由葉管理官 一件ごとの承認に係る手続につきましては、それぞれが個別の業務になります。それを内部決済していく中で、どれぐらい事務量が減ったかといえば、経済産業省では、従来、1か月くらいの期間を要していたものが、内部処理の見直し等により、おおむね2週間程度で処理できるようになりました。

○本田主査 そうすると、基本的には期間が半減しているということですね。

○阿由葉管理官 はい。そのぐらいに短縮していると思います。

○本田主査 ここ2年ぐらいで。

○阿由葉管理官 はい。

○本田主査 これは、廃棄物の輸入では、具体的にどのような改善をされてきていらっしゃるのでしょうか。先ほどの「最長一年間の継続的な輸入を行える包括的な承認」のその31件のうち、どれぐらいが廃棄物関連なのですか。

○阿由葉管理官 それは31件すべてが。

○本田主査 全部、廃棄物ということですか。

○阿由葉管理官 はい。バーゼル法における特定有害廃棄物です。

○本田主査 そうしますと、基本的に廃棄物の輸入に伴う事務手続の承認期間はここ2、3年でほぼ半減したとお考えなのでしょうか。

○阿由葉管理官 承認手続には役所における承認期間がありますが、それ以前に申請を行うための事業者サイドの事務処理の期間、つまり申請にかかる準備期間が必要となります。その準備に要する期間がまちまちでございます。経験がある事業者であれば、短期間に準備できるようです。

○中村室長 大体、過去2年間において、環境省あるいは経済産業省の事務手続が、その全体の期間の中でどのくらいの割合を占めているかということ30%ぐらいで、残りの70%は企業側の資料準備にかかっております。経済産業省と環境省は、その30%の事務手続をできるだけ減らそうと努力をしております。先ほどの包括承認や電子申請の実施など、さまざまな対応を行っています。

○本田主査 大変、恐縮ですが、私どもも手続きの迅速化という要望があったものですから、こういう打ち手を打たれた結果、期間が半減したというのは明確にし、「こういうことがあるはずなので」と回答したいものですから、細かいことを聞いて恐縮ですが、この最初に挙げていただいた「最長一年間の継続的な輸入を行える包括的な承認は、140件のものが31件に減った結果、その全体の3割を占める役所における手続の期間が半減」と申し上げてよろしいでしょうか。

○阿由葉管理官 それは全体事務量とは違う観点かと思えます。一件ごとにかかる手続については、それぞれ半減しているということでもあります。

○本田主査 わかりました。これが導入されたのが2、3年前ということでしたが、厳密には何年何月に導入でいらっしゃいますか。

○阿由葉管理官 後ほど確認いたします。

○本田主査 ありがとうございます。次に輸出国発行の書類の写しを用いて先行して審査を受けることを可能にするということに関しては、現実的に期間の短期化ということではどういった効果が現れたのですか。あと、これはいつ導入されましたか。

○阿由葉管理官 移動書類の申請手続といたしましては、本来であれば相手国から貨物が日本に輸入される際、貨物に携帯されている相手国が発行した移動書類を付けた上で申請をする必要があります。手続きを迅速化した点は、相手国から貨物を輸出する際に書類の写しを送付してもらい、その写しを原本に代えて申請していただければ、先行して審査を開始するよう改善しました。

したがって、輸出国と日本との距離の関係にもよりますけれども、おおむね1週間程度の期間が短縮されているのではないかと思います。

○本田主査 これは役所におけるその30%に当たる期間で1週間短縮されているのでしょうか、それとも資料の準備期間というところの7割部分が1週間短縮されたということですか。

○阿由葉管理官 両方の意味があろうかと思っております。

○本田主査 わかりました。いつ導入されましたか。

○阿由葉管理官 これも後ほど正確な時期を確認します。

○本田主査 はい。次には内部事務処理の見直しは具体的にどのような施策を、いつ導入された結果、どのような効果が上がっているのでしょうか。

○阿由葉管理官 これは役所内の決済の話で、非常に細かい話で恐縮ですが、例えば事業者から輸入承認が申請された場合、私どもは貿易審査課で書類を処理します。業務といたしましては、その承認業務と「承認しました」ということを環境省に通知するという業務の2つがございます。

従来は承認がおりた後に「承認しました」ということを環境省に通知する稟議を回しておりました。それを並行して処理できるような形に改善しました。これによりまして、1週間程度の期間を短縮したということになります。改善した時期は、後ほど正確な時期を確認しますが、確か一年前程度のオーダーだと思います。

○西川係長 環境省内での事務処理手続の迅速化ということでは、その決裁権者を部長から担当室長専決に変えるということをやっております。時期についてはこちらも確認しますが、それによるスピードアップがなされているということです。

○本田主査 私どもはそういう弛まぬ努力が大変重要だと思っております、努力をいただいている部分に関しましては、要望のあったところにも「こういったような努力をされている」ということで御理解をいただきたいと思っております。ここから先はお願いなのですが、こういう小さい改善は民間企業では弛みなくやるというのが大変大事でございますので、例えば、まさしくおっしゃった決済権限者、どこまで上げなければいけないとか、そのチェックを何重にやらなければいけないのかといったような小さい見直しを継続して行うという、いわゆるPDCA的な動きを継続して進めていただければと思っております。

もう一つ、いま平均何週間ぐらいかかっているものを経済産業省、環境省としても、何年ぐらいかけて2割ぐらいは削減したいといった目標を言っていただき、そのためには民間としてもよくある不備はこういうものがあるから、要するに書類が整っていないことによって決済に時間がかかるということがあれば、そういうことをもっと協力してほしいといったような対話が、目標の設定とそれの達成のための対話がなされるようなことは、お考えいただくわけにはまいりませんか。

○中村室長 その目標設定はなかなか難しいところもあって、正直を申し上げて、限界まで来ています。我々も環境省と同様に決済権限は私までとしているなど、できるだけ簡素化をしています。その目標を設定するのは少し難しいのですが。

○阿由葉管理官 先ほど、約2週間程度の期間を短縮し、半月ぐらいで事務処理をしていると申しましたが、これは事務処理の全体を見直してきた結果でございます。これを更に削減目標を設定するのは難しいです。ただ、今、御指摘のとおり、弛まぬ努力をしつつ、一日でも早く処理したいと思っております。

○中村室長 もう一点、申し上げたいことは、民間企業との対話が重要だということです。民間企業から「ここがちょっと抜け落ちている」とか、「ここを早くしてもらいたい」という御指摘を受けることもありますし、民間企業が間違えるところもあるかと思いたすので、対話をさせていただき相互理解を深めていきたいと思いたす。手続に時間がかかる企業は、初めて申請する企業が多いようです。慣れている企業がほとんどゼロ日、一日でやっているところを何十日もかけています。そういうノウハウを民間企業の方に、お教えするといいたすか、コミュニケーションを取るといいたすことは重要だと思いたすので、今後も進めていきたいと思っております。

○本田主査 そこは是非お願いできればと申します。何でこんなことを申し上げているかといいたすと、先ほど「都市鉱山」といいたす言葉がまさしく中村室長の方からも出たかと思いたすが、これに関して経済的にも、かつ国際的なリーダーシップを執るといいたす観点からも、日本には期待されている部分が非常に大きいと思いたすし、実際問題、貢献もできると思いたす。そういった中でよくボトルネックとして出てくるのがパーゼル法問題でございまして、法律そのものを置き換えるといいたす要望は上がっていないのですが、ある対価を払って持ってこられるわけですので、期間の短縮ができると在庫として寝る部分の運転資金を圧縮できるわけなので、その短縮化ができると事業者にも非常にプラスだと思いたすのです。

十分御理解をいただいていると思いたすが、逆に言えば、ここを拡大していくといいたすことは、取り組む企業が増える可能性が非常に大きくて、新規で申請をする人が増える。このこと自体は日本国としてもいいことだと思いたすけれども、新規に取り組む方に関してもフレンドリーな申請書類とは何なのかとか、よくある間違いは何なのかといいたすようなものを、コミュニケーションが一方通行にならず、双方向になるようなことを少し、2省庁プラス民間企業とうまく対話をつくっていただくようなことをお考えいただくといいたすのではないかと。

○西川係長 少し、申し上げさせていただいてもよろしいでしょうか。

○本田主査 はい。

○西川係長 まず、事業者との対話の重要性については全くおっしゃるとおりでして、経済産業省と環境省の合同でパーゼル法等の説明会を全国10か所で毎年やっておりまして、その中で事業者に必要な書類手続であるとか、あるいはそもそもどういいたすものがパーゼル法の規制対象になるかといいたすことの説明をやっております。

また、それ以外にも事前相談という形で、これは年間3万件から5万件近く受けているものですが、そもそも個別の貨物について、パーゼル法の手続が必要かどうかといいたすことをお問い合わせいただいて御回答するといいたす行政サービスをやっております。

それに加えて、先ほど経済産業省の方から説明があつて、再度、御理解いただきたいと思いたすのは、手続全体にかかる時間が2、3か月といいたすように御指摘いただいていたが、2、3か月のうちの約6、7割は事業者サイドでの書類準備、あるいは相手国か

ら通告が来るのに必要な時間でかかっているものなので、こちらの方の事務手続でかかっているのは残りの約3割部分でして、そこを幾ら、仮に半減したとしても、全体としてみて半減できているわけではないということです。このため、事業者の期待に対して「大幅に減った」とはなかなか言いにくいところがありますけれども、事業者が書類の用意に時間がかかっている部分をいかに助けられるかということは、できる限り協力をしていきたいと思っております。

あと、相手国に対しても、特に輸出入のほとんどはアジア諸国がメインですから、環境省の方でアジア諸国のバーゼル条約担当官を集めたネットワーク会議をやっております、その中で通告手続の統一化であるとか、こういったグッドプラクティスが共有できるかということは、毎年話し合っております。そういった中で、相手国からの通告もなるべく早く、企業の書類の用意もなるべく早くということの協力をしていきたいと思っております。

○本田主査 ありがとうございます。いろいろ、手は打っていただいていると思うので、お願いをしたいのは「こういう手を打って、こういう成果が出ています」というものを、できれば、やはり情報開示をしていただくと、民間企業のフラストレーションも収まると思いますし、こういう廃棄物処理を輸入してやってみようという一つの産業の振興にもなると思います。

加えまして、その弛まぬ努力として対話をする、説明会をするというのも大事だと思いますけれども、やはりある程度明確な目標がないと、どうも民間企業ではなかなかアクションに落ちていかない。それでやはり会議だけが増えるということもありますので、この会議をした結果、何が結果的にどうなったというのをできれば定量的に、できなければ定性的にどんどん開示をしていただけないでしょうか。

今までやっていただいているものだけでも結構でございますので、例えばアジア諸国とのベストプラクティスのシェアリングをお願いできますでしょうか。実際問題、何かの輸入に関して、「こういうふうに書式が変わった結果、何日間縮まっています」とか、そういう成果をもう少し出していただくわけにはいただければと思います。

○中村室長 定量的は難しいかもしれませんが、定性的な評価はできるだけ行いたいと思っています。定量的なものは先ほど申し上げましたが、事業者によって全然違うのです。ある事業者は百何十日かかるけれども、ある事業者はゼロ日か一日という形で、習熟度合いによって相当違います。評価する期間に習熟度の低い人が集まってしまうと非常に期間が長くなってしまい、必ずしも正確な結果が出てこない場合もございます。定性的なものに関しては、できるだけ開示をするように努力をしたいと思っています。

○本田主査 今、まさしくおっしゃっていただいたことで非常に面白いなと思いましたが、日本の行政にいらっしゃる方がよくおっしゃるのは、行政のロジックを理解し、行政との対話の習熟度が高い企業では効率的で物事が進み、そうでないところは遅いという形になってしまうことがあると思います。そうしますと、実際的な規制はないのに行政とのコミュニケーションに必ずしも慣れていない企業にとってはそれが一つのバリアになって

しまう。それを非常に問題視される中小企業の方々とか、外資系企業の方々のお話がよく上がってきます。

したがって、ルールに慣れていない企業でも申請を分かりやすくしていただけるといって、申請書類等の見直しをお考えいただくわけにはまいりませんか。それがひいては役所における手間の短縮にもなるのではないかと思います。

○阿由葉管理官 申請書類の様式については、記載すべき事項等はもともと条約の方で定められている事項もございますので、そういったものを踏まえて作られております。申請者の習熟度の問題につきましては、私どもは常に開かれた役所であるべきだと思っております。そういった事業者の方には、規制改革会議からも是非、我々に積極的にコンタクトをして聞いてくれということをお助けいただければと、お願いしたいところでございます。

○本田主査 記入マニュアルとか、よくある間違い例のようなものはもうおつくりいただいているのでしょうか。

○阿由葉管理官 記入マニュアルは冊子を作っておりますし、ホームページにもアップしておりますし、全国での説明会の際にも、参加者皆様にお配りをして、こと細かくフォローしているつもりですけれども、更なる周知が必要ではないかと思っております。

○本田主査 やはり、「記入書類がなかなかわかりにくい」とおっしゃる業者さんの方もいらっしゃいますので、「より開かれた」というか、習熟度の必ずしも高くない方々にも御理解いただけるような形で検討をお願いできればなど。

○中村室長 はい。先ほどの記入マニュアル、冊子の作成や説明会以外に、行政サービスという観点で、相談を受付けています。具体的には、経済産業省本省、環境省本省、環境省の支分部局、我々が外注している財団法人日本環境衛生センターに相談窓口を設けています。先ほど申し上げたように年に3万件ほどの相談を受け、一つひとつ、答えさせていただいています。

私の隣の隣の中山はその相談の前面に立っています。彼のビヘービアを見ると、一日中、電話で懇切丁寧に説明をしています。そういうことも通じてできるだけ、バリアとならないようにやっていきたいと思っております。

○本田主査 あとはその年間3万件近くということは、御相談の類型化、「よくある質問」もあると思いますので、そういうことを通じて「よくある質問」を明確にどこかに出させていただくことによって、手続等が短縮できるような御努力と、その御努力の成果の外発をお願いできればと思います。私どもの方からは以上でございますが、よろしいですか。

○中村室長 はい。

○本田主査 では、ありがとうございました。

○中村室長 どうもありがとうございました。

○本田主査 お待たせして申し訳ございませんでした。どうぞ、よろしく願いたいと思います。規制改革会議の環境タスクフォースにおきましては、本年、民間からの要望もございまして、食品リサイクルを初めて取り上げ、大変重要な分野だと認識をいたしまして検討をしてまいりました。

そこで皆様に問題意識と質問事項ということで差し上げまして、御回答をちょうだいしております。恐縮でございますが、10分弱ぐらいで御回答の趣旨を御説明いただいて、その後、私どもの方から追加の質問をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○上田室長 質問は3部署ぐらいに分かれていますので、部署ごとのような形で。

○本田主査 そうですか。はい。

○上田室長 ちょっと、ばらけますが、それでは、私の方から。環境省のリサイクル推進室でございます。質問のうち私の方では3つほどのポイントを答えさせていただこうかと思っております。一つは、多分、これは質問事項の①から⑨までいただいているのが挙がっていますが、その③、⑥、⑦でございます。

③につきましては、戻り物流を使って効率的に運搬ができないかという御質問ではなかったかと思いますが、私どもの方で言うことではないのかもしれませんが、片や製品を、片や廃棄物をということなので、そういった面に留意する必要があると。特に製品面に同じトラックに使うというのがありますが、特に廃棄物処理法の関係でいいますと、戻るときはやはり廃棄物ということですから、廃掃法の収集運搬業の許可の取得が必要になるであろうということがポイントかと思っております。

⑥の引取量の計算根拠について御教示いただきたいということで、これについては別途、資料をお届けしているのではないかと思います。基本的には再生利用事業者のところその食品の関連事業者が出した食品の循環資源、それがどのぐらいの、その絵で見ただけですが、スーパーマーケット、そこも食品関連事業者になりますが、例えばそこが食品循環資源をどのぐらい出したかと。120トンと。あと、実際に肥料をつくっている会社はその肥料をつくるのにどのぐらい使ったかと。全部で400トン。そのうちの数が120トンというのがわかれば、400分の120ということがわかれば、そこに式がありますけれども、あとはその計算ができるようになってるので、そこに書いてある「不可能である」ということはないのではないかと。実際に申請も法律を改正して多く出させていただいておりますので、事業者の方で対応できるのではないかとというのがポイントでございます。

最後、⑦のところ、リサイクルループについて、引き渡して、最後にその肥料を農業者に引き渡したところで、「もう、よし」として、認定をするべきではないかと。実際にそのループというところが完璧に閉じなくてもいいのではないかとということですが、ポイントとしましては、この法律制度、昨年、改正をいたしまして、改正前は認定実績は1件でしたが、改正をして、もう既に急速に5件、認定をしていると。

それはそのループを閉じる形にして、実際に農作物が、農業者の方の品物が引き取られ

るというのがインセンティブとなって、その申請が積極的に来たのではないかと我々は受けとめておまして、引き続き、この制度は維持したいと。

あと、環境省の立場からいいますと、廃棄物ということでやはりぞんざいに扱われて、肥料と受け取って実際に使われなくて、取り締まった例もありますので、やはりそういうのも併せて考えると効果の方が先に立つのかなと思っております。以上、3点、まず私の方から説明をさせていただきました。

○本田主査 ありがとうございます。

○上田室長 あと、先に。

○谷村室長 農林水産省の食品環境対策室長でございます。私からは、質問の④、⑤及び⑧についてお答えいたします。

④の御質問の趣旨は、複数の事業者であっても、ホールディングのような関連会社でないと共同申請が難しいのではないかと御指摘と認識しております。

現在、審査中の申請でございますので、具体的な名称は差し控えさせていただきますが、この7月に、何ら資本関係のない食品製造業者、小売業者など複数社を食品関連事業者とする申請を受理しております。

実際にこういう事例が出ておりますので、こういう形は今後もあり得るのではないかと、取り得るのではないかと考えております。

⑤のご質問は、再生利用事業計画が、一定の引取を要件としていることが自由競争の妨げになるのではという御懸念と認識しております。再生利用事業計画に限らず、今の農林水産業では、経営の安定等のために非常に重要な取組との認識から、使う側とつくる側との契約取引をする場合があります。この再生利用事業計画の要件も、基本的にはその事業者が一般的に行っている契約取引と特段異なるはないものではないと考えております。

また、再生利用事業計画に取り組んだからといって、ほかの事業者との取引を制限するものでは全くございません。さらに申し上げれば、これも個別名は差し控えますが、認定済みの計画の中で上げられている農畜水産物の引取量が、その食品関連事業者が利用する同じ物品の全体量と比べ、どの程度の割合を占めるかをお示ししますと、豚肉に限っても1割程度と聞いております。このような実態をみると、再生利用事業計画に取り組むことが自由競争の妨げになるとは言えないのではないかと考えております。

⑧の御質問は、学校給食や市役所の食堂など、自治体が管理している食品関連事業から生じる食品廃棄物がどのように扱われるかという御指摘と認識しております。御承知のことかと思いますが、食品リサイクル法は、業として食品の提供を行っている方にまずリサイクルの義務を負っていただくという形で施行されているものでございます。

このため、福利厚生の一環として社員向け、職員向けのみに行われているものについては、業として行っているものではないと判断し、法の対象から外しております。ただし、例えば市役所の中にあるからといって、利用は不特定多数の方ができるという場合や、利用者の範囲などが一般的な飲食業と変わらない業務形態のものであれば、これは当然、法

の対象になり得るということになります。

要は、どのような趣旨で食が提供されているかによって変わるということでございまして、そのような整理をしております。ただし、法の対象になるのかならないのかというお問い合わせがあった場合には、法律上の義務がかかる、かからないにかかわらず、食品廃棄物の発生抑制、リサイクルについては積極的にやっていただきたいという願いをさせていただいております。以上でございます。

○上田室長 あと、食品リサイクルについて、その収集運搬についてどういう許可が要るのか、こういうお話でございます。事業者自らが収集運搬をするのであれば許可は要らないということになります。ただ、「許可は要らない」というと、「廃棄物処理法は何も規制がかからないのか」ということに誤解をされると困りますので、一応、念のために申し上げますと、不適切な処理が行われた場合には、措置命令がかかりまして、「適切に対処しなさい」という命令がかかるということがございますので、業の許可、要る要らないにかかわらず、適正処理はしないとイケないということでございます。

○橋詰課長 それから、②でいただいているところで、いわゆるフランチャイズについての取扱いということでございます。食品リサイクル法の場合でございますと、いわゆるフランチャイズで行っているものについて、全体として食品リサイクルを行うということになっているわけでございますけれども、廃棄物処理法、収集などの処理を行う部分につきましては、それぞれ、一つひとつの法人格として許可を取っていただくことにしております。

と申しますのは、結局、だれが責任を持つのだと。不適切なことが起こった場合にだれが責任を持つのか。だれがきちんと責任を持って処理を行うのかということでございます。これは私の考え方でございますが、食品リサイクルの分につきましては、いわば「リサイクルをしなさい」「有効利用をしなさい」、そういうことについて、いわば努力義務をかけている。そういうものにつきましては、「チームとして、構成メンバーがやりますよ」ということであれば、それはそれでいいのだらうと思えますけれども、その許可の部分につきましては、許可というのは禁止の解除でございますので、そういうことを実行できるに足りるものかどうかということ、一つひとつ見ないとイケない。

そういたしますと、単にフランチャイズであって、いわばグループとして、チームとして行っているということだけではなくて、それぞれ、一つひとつについてしっかりとしたものであるかということを見ないとイケない。ということですので、フランチャイズということでもって全体として許可というわけにはまいらないと思っております。

最後に⑨のところ、処理料金云々というお話でございます。正直なところ、率直にここはちょっと質問が必ずしもよくわからないのですが、恐らく、私が理解しておりますのは、食品リサイクルは皆さん、頑張っているらしいんですけども、結構、お金がかかるというのが事実だらうと思えます。

そういたしましたときに、片や、例えば市町村でございますと、焼却であるとか、別の

処理方法もございます。そうしますと、どうしても安い方に出してしまうという実態があるということだろうと思います。

○本田主査 質問はそういう趣旨でございます。

○橋詰課長 そういうことでございますね。

○本田主査 はい。

○橋詰課長 そこについては、私どもが思っておりますのは、食品についてきちんとリサイクルをする、あるいはきちんと処理をするということは、勿論、実際にあります。それは民間の方々も努力をされるでしょうということでございます。ここにも述べさせていただいておりますけれども、私ども自身は効率的に処理を行う施設については補助を手厚くするとか、そういう格好でもって食品リサイクルについても応援しようと考えております。

それから料金の部分につきましては、民間業者さんそれぞれにおかれまして、それぞれ努力もされていると思いますし、そういう努力は我々も是非、尊重したいと思っておりますけれども、スキームといたしましては、この料金につきましては適正な料金を負担していただくしかありませんし、市町村は市町村として努力をしているということでございます。

ただ、一点、これはちょっと御意見の中でひょっとすると誤解があるのかもしれないと思っておりますのは、「処理料金の上限規制」と書いてございます。廃棄物処理業者については一般的には上限規制がございます。「条例で定めた料金を上回ってはいけない」というのがございますけれども、食品リサイクル法の場合につきましては、処理業者につきましてはそこについて特例規定がかかっておりまして、「その上限はかからない」となっておりますので、それは多分、誤解があるのかと思います。

ただし、実際問題としまして、料金を上げて高い料金のところに出してくださるかというのと、これはまた別問題ということで、そういう問題はあるだろうと思います。そこはそれぞれが努力をして料金を下げる努力が必要という部分だろうと思っております。以上でございます。

○事務局 済みません。これは補足ですが、⑧と関連してございまして、⑧で食品リサイクル法に入らない市町村の施設ですとか、学校の給食センターにおいて自治体が一生懸命、食品リサイクルをしたいけれども、その場合に料金規制に引っかかってしまって、結局、焼却施設に入れざるを得ないというような御意見だったのです。

○本田主査 上限に係らない特例規定はいわゆる飲食業を業として行う人が対象なので、例えば会社の食堂とか役所の食堂とか、給食施設とか、そういうものは対象外になるわけですね。

○橋詰課長 わかりました。そういう意味ではそうだと思いますけれども、いずれにしても、高い料金になったときに、高いコストになっているときに、その料金のところに、コスト改正をすればある料金になってしまうと。「それが高いので、我々」という話をされてしまうと、それは皆が努力をしてその料金を下げるしかないということになると思っております。

○事務局 食品リサイクル法上もということですか。

○橋詰課長 食品リサイクル法上も、廃掃法上もですね。廃掃法上は、結局、仮に高い料金を設定したとすると、では、高い料金を皆が喜んで出せるかという別の問題があるのではないかと思います。

○事務局 先ほどのお話のとおりで、食品リサイクルをする方が高いですと。ただ、食品リサイクル法の食品関連事業者になれないので、その場合にどうすればいいかという、つまり農林水産省さんの方で積極的に進めてほしいと言われたところで、上限規制があるので、食品リサイクルのリサイクル施設に持っていけないというお話が自治体さんからあったのです。

○橋詰課長 そこは食品リサイクル法上でどう取り扱うというお話だったわけですが、廃棄物処理法の話といたしましては。

○本田主査 食品リサイクル法は適用外なので。そういうことで。

○橋詰課長 わかりました。では、そこに限定した話で申し上げますと、結局、廃棄物処理法上ですと、少しでも安いコストで処理をさせて、提供することが義務だろうと思っております。そういう意味におきまして、市町村で行っているものについてこういう料金が、コストを踏まえて決めている料金がございますけれども、その範囲で抑えてくれということをお定めておりますので、それに従ってもらえないと思います。

そのときに、できるだけ努力をして、コストを下げる努力をしていただかないといけないと思っております。市町村はいつも行っておりますけれども、民間の方々にもそれを是非、お願いしないといけないと思います。

○本田主査 わかりました。どうもありがとうございます。では、こちらの方から幾つか質問をさせていただきたいと思っております。まず、①でございますけれども、基本的には、例えば事業者ないしは、事業者自らが設定した賞味期限なるものが切れたものを収集運搬することに関しましては、認可は全く不要と。収集をしても、処理をしても、認可は不要ということよろしいでしょうか。

○橋詰課長 いわゆる排出事業者に当たる方々が御自分たちでお運びになる分には、結構でございます。許可はございません。

○本田主査 これは、例えばセントラルキッチンなどで排出されるような食品、いわゆる食品ごみといいますか、それに関しても認可は不要という理解でよろしゅうございますか。

○上田室長 セントラルキッチンとは何でしょうか。

○本田主査 セントラルキッチンの定義、集中してどこかで調理をして、かなりのところまでつくって、最後に店舗でちょっと温めて出すというようなものを、その「ある程度、調理をして」という部分がセントラルキッチンという理解です。

○橋詰課長 わかりました。では、そういうセントラルキッチンがあって、セントラルキッチンで調理済みになったものがありますよと。

○本田主査 そこでごみが出ると。

○橋詰課長 なるほど。ごみが出ます。そのセントラルキッチンをやっている方が自分で運んでということであれば、それはいわゆる自主処理でございますので。

○本田主査 自主処理は問題ない。

○橋詰課長 ございません。許可は必要ではございません。

○本田主査 はい。

○上田室長 法人格が違えばだめですけど。

○本田主査 同一法人であれば問題ないと。

○上田室長 同一法人であれば。

○本田主査 同一法人ではあるが原料を買って、処理をする場所が違うという場合があります。複数店舗を営んでいる飲食業社が半完成品をつくるような工場を持ち、半完成品をまとめて各店舗に配送し、店舗で最終工程の調理を行ってお客に出すという場合に、実はごみは2か所から出ます。店舗でも出ますが、中間処理をしているところでも出る。しかしながら、すべて同一法人が直接に持っている複数の施設であった場合には、この同一法人が自らそのものを収集・運搬することに関しては、許認可は不要ということによろしゅうございますか。

○橋詰課長 結構でございます。

○本田主査 ありがとうございます。さらに②のフランチャイズチェーンをどう見るかということでございますけれども、基本的に経済・経営的な観念において、法人格が別であれば経営責任を持たなくてよいのかどうかという話でございますが、例えば連結の一つのグループに属するような資本関係がある場合、実際問題、経営のコントロールをしているのは親会社です。

そういった場合は、別法人であっても、基本的に子会社が何らかの瑕疵を起こした場合には親会社にも株価等を通じて、社会的ないしは経済的責任は降りかかってくるということです。一方、フランチャイズにおきましては、フランチャイズの一店舗で何らかの瑕疵が起こった場合は、フランチャイズのブランドネームに傷が付くということに関して、社会的責任が降りかかってくるという恐れは非常にあると思うのですが、これに関してはどうお考えでしょうか。

○橋詰課長 いわばネームバリュー、ブランドに傷が付くというのは、それは想像できません。ただ、実際、このとき、だれが行った行為なのだと。だれが行った行為であって、だれがそれに対して責任をとるのだという問題だと思います。それはやはり、法人格を持っている者としてとらえざるを得ないのではないかと思います。

逆に言いますと、あるフランチャイズメンバーが不心得なことをしたとします。その責任を、例えば後始末であるとか、すべての責任は皆、どこまで及ぶのかというお話でもございます。結局、どこまでが責任を持ってやり切れている部分なのかと考えますと、一つの人格、法人格というもので考えなければならぬだろうと思っております。

○本田主査 一方、再生利用事業計画を出して一体責任を置くという認定を受けた場合で

も同じでございましょうか。

○上田室長 認定を受けた場合でも、廃棄物処理法の適用関係は変わりません。

○本田主査 それはどうしてなのでしょう。というのは、法人格が違えば最終的な責任を負わないというお話でございましたが、やはりブランドネームに何らかの支障がある、特に食品関係はこのブランドネームを毀損いたしますと売上げが激減するといったことが起きるといのは、今、実際問題、非常に不幸なことに起きているわけでございます。これはある程度、社会的な制裁を受けていらっしゃる会社さんもいらっしゃると思っておりますが、そうであっても、法人格が違う上に経済的監理・運営の義務が全くないとお考えなのでしょうか。

私どもがなぜこういう質問をさせていただいているかと申しますと、やはり、食品リサイクル法においてフランチャイズチェーンを一体として、一事業者として報告義務を課していらっしゃるというのは、そういう運営実態を踏まえて措置をされているのではないかと考えているのですが、環境省と農林水産省の両方から御意見を賜ればと思います。

○上田室長 先に言いますが、廃棄物処理法は環境保全に支障が生じないように、いかに生じないように防止するか、なおかつ、起きた場合にどうするかという観点でやっております。これは実際、そういう意味では最低限やらないといけないことという発想。リサイクルの方はよりよいものやっつけていこうということで、発想が違いまして、もし、仮にその加盟する事業者がそれを不法投棄などをした場合、その現状は非常にお金がかかる、大規模な場合は何十億円とかかる。それをフランチャイズが全部払ってくれるのかと。

それは社会的責任とか風評被害とか、それはあってもいいのかもしれませんが、現にそういう責任問題というのが廃棄物の事故が起きたときにはすぐに問題になりますから、そういうものがしっかり担保される仕組みとして、やはり廃棄物処理法の適用は別途、考えないといけない。その上でよりよくリサイクル活動をしてもらう工夫というので、この各種リサイクル法が被さっているのだと思いますから、その意味で考え方が違うので、その法人をとらえるときのとらえ方は自ずから変わってくるのではないかと思います。

○谷村室長 食品リサイクル法において、全てのフランチャイズ事業者に個々の店舗の分を一括して定期報告いただくことを求めているわけではなく、廃棄物の処理のやり方等について本部が個々のオーナー店舗を指導できる仕組みになっている場合という前提がかかっております。個々の事業者単位では、非常に排出量が少なく、個別に実行しようとする再生利用はうまくいかないという実態があるのと、実際にフランチャイズの場合は、冒頭、申し上げましたように、その本部から各事業者さんに廃棄物の処理の方針等が指導されているという実態がある。この改正以前にも、フランチャイズの本部がある程度、音頭を取って、全体としてのリサイクルを進めている実態もあったことから、この再生利用等をうまく進めていくために措置したものです。報告義務の対象が100トン以上であり、それには一店舗では足りないからという発想ではなくて、排出抑制なり、再生利用を進めていくという点においては、フランチャイズを一つの事業者とみなせる指導等が本部からな

されており、再生利用をどう進めていくかとか、どういう形で廃棄物が処理されるような方針が立てられているかとか、統一的な方針を立てて取り組んでいる事業者がいるという実態を踏まえた上で、そのようなフランチャイズチェーンであれば、一体としてとらえる方が合理的であろうということで措置したものでございます。

○本田主査 実は私どもの方に寄せられている要望書というのは、今、農林水産省が話していただいたことに端を発しておりまして、環境省もいみじくも先ほどお認めになりましたように、リサイクルすべてができませんけれども、実は食品リサイクルはサーマルリサイクルに比べてお金がかかる。

さはさりながら、コンビニから賞味期限が切れたお弁当が出てきて、燃やされてしまう、もしくは一部のものに関しては、ひょっとして埋め立てられてしまうというところがある。

これを鑑みると、社会全体としてもう少し効率的に、国民の健康とか社会環境を阻害しない形で、今の法律の中で何か運用ができないかという話が出てきておりまして、そういう意味では、こういう問題提起をなさるフランチャイズチェーンさんは非常に高い意識をお持ちでございます。

そういう高い意識をお持ちのところを考えていらっしゃるものが、「フランチャイズチェーンならば全部やってよい」という話ではないだろうと。個々のコンビニなどから出てくる廃棄物の量は非常に小さいので、これをきちんと指導して集めることが大事だと考えております。

そのためにも、この再生利用事業計画を提出し、認定を受けたという段階を踏まえれば、フランチャイズとしての廃棄物処理法においても一体処理をお考えいただけないのだろうか。それが問題意識の高いところから出てきているので、これに関しては認められないのか、またここですぐ認めることが難しいのであれば、このフランチャイズによる再生利用事業計画の認定をお出しになる段階で、農林水産省と環境省の間で連携をして、何らかの打ち手が出せないかどうかをしばらく検討していただくことができないのかお考えいただきたいのですが。

○上田室長 では、ちょっと先に。再生利用事業計画の認定では、その認定を受けた場合は収運の許可、特例がありますので、もう既に措置はしてあるのではないかと思います。それで、逆に廃掃法の適用、そもそも、②のような答えであって、廃掃法は適用は個別にしなくてもいいのではないかというのであれば、その提案をされた方に仮に「志が高いから、絶対、やりません」と約束をして、制度全般的にいつて志が高くない人が来たら、そのお金はどういうふうな負担方法を、責任のとり方を考えておられるのか、そういう提案があればまた考えることもあるのかもしれませんが、何もなくて、「とにかく外してくれ」ということだけでは、ちょっと考える余地がないかなと。

○本田主査 今、何が阻害要因になっているかという、基本的に一般の収集運搬業の許可を、つまり市町村から全部とっていかないといけないわけですね。そうすると、各個店の排出量が小さい中、複数にわたる市町村を当たって、フランチャイズのものを集めない

といけないわけですよ。であるとして、その一廃の収集運搬業の許可を複数とらなければいけない。

○事務局 食品リサイクル法上の再生利用事業計画ということで、前提として監督義務ですとか、「連携して取り組みますよ」という本部の手を挙げた方というところと変でしょうけど、そういう前提で、今、食品リサイクルを一体、コンビニ、フランチャイズは一体として見なしましょうというような法律だと思のですが、そういうところで本部が連携して主導でやりますよとおっしゃっている事業者さんたちに対して、リサイクルの義務は課すけれども、「でも、収集は個別にやってくださいね」というのはちょっとおかしいのかなというところが趣旨であります。

○上田室長 それは再生利用事業認定をとっていただければ、収集運搬の許可が外れるような仕組みが前回の改正でできていますので。

○事務局 ただし、とらないとだめということですよ。

○上田室長 そうです。

○事務局 とらなくても、義務は発生するわけですよ。なので、そこに若干、矛盾があるのかなと私どもは思っているわけですし、しかもその認定をとるというのも個々のチェーン店が共同申請という形でないとだめだという認識なのですが、そういう意味では一体として見なすというのがあくまでも報告の義務だけになっているようであって、事業者さんたちは一生懸命、取り組むにもかかわらず、何の特例も認められないというのはおかしいのかなと私どもは考えているのですが、その辺はいかがですか。

○上田室長 最低限に満たされる基準という廃掃法の考え方があって、それを補うに足る十分な別の措置が、代替措置があるのであれば、その緩和はあるかなと思いますけれども、そうでなくて、単に緩和をしてほしいというのであれば、我々は最低限、もう一つの法律の方はよりよくやろうとしているので、「よりよくやろう」というところをつくる時にどこまでよりよくやろうかというところを議論するときには、ちゃんと審議会のような形でいろんな方の意見を聞いた上で、「ここまでできますね」というふうにして、その合意形成を図っているものですから、それとこれがバーターになるとは思っていません。

○本田主査 例えば、例としてはどういうことがあればよろしいのですか。

○上田室長 そのために再生利用事業認定という新しい制度で、更に前回の改正で収運の許可の特例の範囲を広げたつもりであります。

○事務局 本当にあれば、再生利用事業認定をとられた会社もしくは事業者だけ、報告義務を一体でやらせるというのが本来の趣旨ではありませんか。

○上田室長 そういうのも含めて審議会で議論をして、それで「こういうことをやりましょう」と。

○事務局 意見の方も拝見しましたがけれども、そのときにもそういう、「食品リサイクル法の中で義務を課すのであれば、認めるべきではないか」という御意見もあったかと思うのですが。

○谷村室長 再生利用事業計画の申請のときは、各店舗が個別に出さなくても、本部が例えば代表して、この範囲の店舗の方が参加しますという形で整理していただければよく、個別の人が全部、申請しなくてはならないという手続にはなっておりません。

食品廃棄物の再生利用の観点からいえば、主体となるのは食品産業ですから、やはり業として持続的にやる上で食品の資源をきちんと、できるだけ有効に活用していただきたいことであるというのが基本でございます。

再生利用事業計画の認定を受けるかどうかとは別の次元で、皆さんにやってほしいことでありますし、先ほど申しましたように、フランチャイズで事業者は別々にあったとしても、その廃棄物処理の統一的な方針が事実ある、指導がなされているようなところは逆に一体としてとらえた方が、我々の方がそれに対してどういうことをやっているかという状況を把握する上においても、管理・指導をする上においても、そういう形でとらえた方がいいだろうということであろうと考えました。

廃掃法のことは環境省さんの方からお話があったとおりでと思っております。

フランチャイズ全体が参加する計画の申請が来たとしても、現在の制度はループが要件でございますので、出たごみがちゃんと肥料になって、それを受け取る農家さんなりがいる、いて、それがまた戻るということが効率的に行われるかということも併せて見なければいけないことですので、それが実際に、本当に効率的なリサイクルのループになり得る店舗さんが参加したものなのかというのは、別の次元のところで考えるべきだと思っております。以上でございます。

○本田主査 ここに関しては私どもももう少し考えて、継続して意見交換をさせていただければと思います。何度も申し上げますけれども、食品リサイクルはお金がかかるというのは、私どももいろいろ拝見させていただいて思いました。実際問題、リサイクル業者も稼働率が低いです。これはやはり日本として、食品にかかわらず、リサイクル業者、施設の稼働率が低いというのは悲しい現実でございます。

一方、焼却もしくは埋立てが多いという現実もございますので、ここは私どももいろいろ、民間の方々の意見を取り入れながら、また報告をして議論を加えさせていただければと思っております。

では、次でございます。⑦でございますけれども、件数が増えたというお話を承っておりますが、1件が5件に増えたということで、「依然として、ちょっと件数が少ないな」と思っております。これというのはやはりループを小さく完成しなければいけないというのは、なかなか難しいようでございまして、このループの美しさを追求するとやはり、せっかくいいこの制度の活用がうまくされないのではないかという意見がたくさん出ており、こういったような御質問をさせていただいたわけですが、どういう条件が揃えば、ここをもう少し緩められるのかといったようなことはお考えになられないのでしょうか。

○谷村室長 引取要件ということですね。

○本田主査 そうですね。

○谷村室長 その5年間で1件だったものが、1年足らずで5件認定で、更に申請段階、もしくは審査段階のものがありますので、それが多いか少いかは異論があるようですが、我々は、先ほど環境省からお話があったように、順調に来ているという認識を持っております。

改正前において、何でこれが1件しか進まなかったのかということは、制度改正のときにも議論になりました。先ほども言いましたように、需要とかを考えずにどんどんリサイクルで肥飼料をつくられても、余り意味がありません。それを引き取る側の農林畜産事業者にも、これに参加するある程度のメリットがないことには、食品残滓をリサイクルされたものを引き取るということになかなか進まないのだろうと思っています。そういう意味では、参加する農畜産、農業者さん等へのメリットという点で、この引き取りは非常に大きな意味があるのだろうと思っています。

他方、法律制定時以降、食品関連事業者の環境に対する意識は向上し、どうせリサイクルをするのであれば、自社の商品の付加価値や他との差別化も考え、出しっ放しにするよりは、出したものをちゃんとまた引き取るということが一つの売り、あるいは他社との差別化になっているということがあり、実際にそういう動きがあることも、法律改正のときに聞いておりましたので、そのような中で、廃棄物処理法の特例は非常に大きな意味があったとは思っております。こういう形で、それぞれ出す人、リサイクルをする人、それを使う人がそれぞれ、ある一定の相互関係があって、メリットがあるような関係にすることは、食品リサイクルを進めていく上では重要なものであると考えております。

率についてはいろいろお考えがあると思いますが、今の率は妥当なところではないかと考えております。

○本田主査 農林業者からの引き取りはどうして必要なのでしょうか。

○谷村室長 計画の中に農林漁業者が入っていくというときに、食品関連事業者が生産物引き取ることにより、肥飼料の原材料である廃棄物を出したということとの関係でつながることになる。その計画の一翼を担うという意味において、メリットを感じていただけるのではないかと期待し、実際に、メリットを感じていただいているから入ってくるものと認識しております。

○本田主査 だれに、どのようなメリットがあるのですか。

○谷村室長 安定した引き取り、買い先があるというのは、農業者にとっては大きなメリットでございます。つくったものがちゃんと引き取っていただける。

○本田主査 よりよいかつ安全性の高い商品であれば、適切な値段を付ければ、引取先は現在、あると考えられますが。

○谷村室長 いわゆる食品残滓を使った特定肥飼料を利用した農産物を自分たちが生産することについて、ほかにインセンティブ措置は持っていないわけです。我々としては、さっき申し上げた三者がちゃんと揃わないとリサイクルはなかなか進まないと認識しております。

肥飼料を使っていたら農林漁業者さんに、こういうリサイクルの計画に積極的に参加いただくにはどういう手段があり得るのかとなったときに、引取要件は、大いに意味がある。それは出し手側にとっても別に不利益になることではなくて、自分たちが出したものを引き取ってもらうこととの交換でもある。

計画に参加したからといって、農業者さんがつくったものを全部引き取れと言っているわけでもございませんし、それは自分たちが処理をして使っていたいただいたものの割合に応じてということでございますので、それがそんなに大きな阻害要因になるのかということについては、我々としては認識しておりません。

○本田主査 基本的に需給バランス決定のメカニズムを非常に小さく取れば、閉じれば閉じるほど、価格が市場価格と外れる可能性もあるわけでございますよね。私どもはそこをちょっと心配しております、いわゆる国民というか、最終的な消費者にとって必要より非常に高いような値段のものが発生し、最終的な消費者に高い値段で引き取られる可能性があります。そのことに納得がいけば、それはそれでいいのかもしれませんが、小売・飲食企業がほかから比べて高い価格で原材料を購入した結果、それを価格に転換せざるを得ず、したがって物が売れない、お客様が来ないといったようなこと、その可能性は否定できないというのを非常に心配しているわけですが、それに関してはどうお考えでしょうか。

○上田室長 私の立場からですけれども、逆に肥料とか、そういう経由をしたものは高いから売れない、使えないというのだと、まさにそういうものは廃棄の対象になって、引き取ったけれども、買ったことにして、後は廃棄してしまう。現にそういった例で登録を取り消した例もあります。

不法投棄でも、「堆肥をつくる」と称して大規模に集めてといったものが、例えば青森・岩手の事例のようなものもそうだったと思います。ということで、ある程度、リサイクルは高い、だから商品の段階になったら負けてしまう、結局、廃棄される。リサイクルは名目だけではないかということは、やはりそのリサイクルされたものを更に利用したもの、やはりそこまで追いかけていく必要があるのだろうということを、全体として、このリサイクル、食品リサイクルだけではなくて、ほかの分野、例えば容器包装リサイクルとかでも思っております、そういう意味ではまさにそういう現実があるからこそ、食品の製品のところまでループするというのは廃棄物処の観点からも望ましいのではないかと考えています。

○本田主査 おっしゃっておられることは、結果として何が起こるかということ、「高い場合リサイクルしないで捨てた方がいい」と。確かに不法投棄がないという意味では一廃、ないしは産廃という形で処理し、CO₂を出さずという方がいいのかもしれませんが、そこをもう少しリサイクルを何とか進められないかという観点に立って要望は出てきています。申し上げているのはリサイクルをしているエコフィードが高いから引き取れないという形ではなく、買う人と売る人があらかじめ決まってしまうと、基本的に需要供給曲線の動きの定点観測のポイントが限られてくるので、必ずしも市場価格と同じ需要供給曲線

にならない。したがって、値段が市場と乖離するところが問題ではないかと申し上げているだけなのです。

○谷村室長 一般的に契約取引というのは、もともと買う人と売る人が決まっておりますので、本件に限らず、市場外流通であれば、市場と違うところで値段が形成されます。市場外流通の値段の決め方は、そこで流通するものにどういう価値をお互いに認めるかということであろうと思っています。

今、おっしゃったような御意見があるのかもしれませんが、我々はこの法制度を議論するときに、今までの計画と比べ「じゃあ、こういう考えでどうだろう」という観点で整理し、循環の輪が完成するという点とか、自分たちのリサイクルがちゃんと顔が見える関係にもう一回、戻ってくるということに対しての食品スーパーさんなりの評価も得て、制度を作っていました。

売る方も、ほかのものとは違う付加価値が付けられるわけです。そういう意味においては、市場で決まる価格と違うからという点のみをとらえて疑問を呈するのはいかがなものでしょうか。勿論、スーパーは、いろんなルートで物を入れますから、計画の成果だけで物は売っていけない。これはある程度の付加価値を付けられる取組で、例えばこれで使った豚に特別な名前を付けて、売って、ちょっと差別化をしているようなスーパーさんもございます。リサイクルを使いながらでございますので、我々としては、このループの使い方によって、一つの付加価値を付ける新たなビジネスチャンスという意味において、むしろ使える計画になるのではないかという評価もしているところでございます。そこは、いろいろ、御議論があればいただきたいと思っております。

○本田主査 基本的にもともと目指していらっしゃる方向について、私どもも疑義があるわけではないのですが、かつ、私どもの方に意見を上げていらっしゃるところは、何度も申し上げて恐縮ですけれども、意識が高く、食品リサイクルを推進したいという方が多いのです。

ところが、その理念を実行に移してみると、なかなか難しいというところがあるので、この課題を解決する方法がないかということでお話をさせていただいているので、ベクトルとしては合っていると思います。けれども、実際問題、「せっかく、つくっていただいたい法律をもう少し汎用性のある方で活用いただくためには」という思いが御意見として挙がってきており、会議としてもこういうふうに出している次第です。

これに関しても継続的にまたいろいろ御意見を賜りながら、討議をさせていただければと思っております。どうもありがとうございました。今後ともよろしく願いたします。

○本田主査 お待たせいたしました。時間が押しておりまして、申し訳ございません。食品リサイクルに引き続きまして廃掃法関連でまたお話をお伺いしたいと思っ、お時間をちょうだいいたしました。昨年から申し上げていることは同じでございます、廃棄物の安全、かつ効率的・効果的処理をもう少しお進めいただけないかということで、また今年も民間からいろいろな意見が挙がってきております。

その中で、実は廃棄物に関しては「わかりにくい」という御指摘がいろいろございまして、今年は書面にて御回答をいただきました。この御回答により「はっきりしない」という民間からの質問に答えられるものもございまして、それに関しては大変感謝いたします。ありがとうございました。

さらにお書きいただいた回答の趣旨を少しお教えいただくとともに、私どもの方から追加して幾つか質問をさせていただきたいと思ひます。まずは、15分ぐらいで御説明を賜ればと思ひます。

○坂川課長 わかりました。こちらの産業廃棄物課長、中身は産業廃棄物と一般廃棄物と両方ありますので、まず、私から産業廃棄物に関連するところを主として御説明いたしまして、その後、一般廃棄物の方は廃棄物対策課長から。こういう順番で御説明をさせていただきます。

まず、最初に1の「廃棄物の定義」のところでございます。それから、質問事項が大変多いので、全部は説明できないと思ひますから、この中から大事だと思われる部分、そこを御説明させていただきたいと思ひます。

まず、「廃棄物の定義」のところでございますけれども、これに関しては、まず、定義が自治体判断によって異なるということでありますとか、国として統一的な見解を示すべきである、こういうような御質問、御指摘があるわけでありますけれども、これに関しては従来から廃棄物の定義については通知で、いろいろ、御説明をしているということでありますけれども、直近では平成17年に「行政処分の指針」を出しておりまして、この中で廃棄物の定義の解説をしているわけでございます。

具体的には物の性状であるとか、排出の状況、通常取扱形態、取引価値の有無、占有者の意思などを総合的に勘案して廃棄物であるかどうかを判断する。こういうことになっておりまして、このところは既に国として示していると考えております。

それから、もう一つの御指摘として再資源化可能なものについて、これは有用物として法の対象外とすべきではないか。このような趣旨の御指摘もありませんけれども、これに関しましても、従来からこれに類する議論は何度も行われてきておりまして、環境省においても審議会の場合などで廃棄物の範囲、定義についての議論をしてきております。

その結果、今現在の考え方としては、まず、廃棄物は人にとって不要なものであるということから、占有者の自由な処分に任せるとぞんざいに扱われる恐れがあると。つまり、決して大切にされるようなものではないということから、生活環境保全上の支障を生ずる恐れが常にありますので、その支障を防止するために廃棄物処理法の対象とすべきである。

こういう考え方でございます。

それから、これは処理を請け負う、受託する処理業者の立場で考えますと、結局、この処理料金をもらうわけですが、処理料金をもらった後、それをどう処理しようと法の規制が特段なければ、排出事業者は別段、関心がありませんから、そこで不適正な処理がどうしても起こりがちであると。つまり、料金をもらうだけもらって、後は非常に安い処理、または不適正な処理をしてしまう。そういうことになりがちでありますので、そういう意味で「不要なものであるかどうか」ということで判断をすべきですから、結果的にリサイクル、再資源化可能かどうかということで、そこで区別するようなものではないのではないだろうかというのが、現在の考え方でございます。

また一方で、従来からリサイクルと称して、実際には不適正処理が行われている。こういう事例も多々ございまして、有名なものでは香川県の豊島で起きた大規模な不法投棄事件ですとか、近年の例ではフェロシルトの事件など、本人は「リサイクルをしている」と言っているわけでありますが、実際にはそれは廃棄物の不法投棄のようなものであったと。こういうことが非常にたくさん行われてきておりますので、そういう意味でも再資源化可能であるからといって、法の対象外とするのは非常に危険であると考えているところでございます。

それから、その次は一般廃棄物と産業廃棄物の区分についてであります。これは主として事業活動に伴って排出されるものすべてが産業廃棄物ではなくて、その中に一般廃棄物もあるということで、その点がいろいろ御質問、御指摘がある点だろうと思っております。そこで、これに関しては今の考え方は事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、多量の発生があるのか、またはその性状、例えば有害性があるのかどうか。そういう観点から排出事業者責任により処理すべきものを産業廃棄物として、その他を一般廃棄物としている。こういう整理にしております。

そこで、それでは、その事業活動に伴った廃棄物のうち、一般廃棄物であっても、産業廃棄物にしていいものもあるのではないかと。こういう御指摘もいろいろあります。そこでこれも今まで中央環境審議会でも議論をされてきておりますが、今のところの考え方は廃棄物の性状、排出量、処理困難性等の問題から、市町村責任のもとで処理が円滑に行われているとは言いがたいものについて、個々に産業廃棄物へ振り分けていく考え方が適切である。このように整理されているところです。

例えば、昨年も、平成19年には木製パレットなどを、従来、一般廃棄物であったものを事業系のもは産業廃棄物に変えたというようなことをやってきてございまして、このような考え方に則って今後とも対応していきたいと考えております。

また、同一性状のものであっても、一廃と産廃に分かれるのはどうかというような御指摘もあるわけですが、やはりそこは処理責任がだれであるのかということが大変大事な部分でございまして、それは同一性状であっても、必ずしもそこは一致しないという例があってもやむを得ないと考えているところでございます。

それから、この廃棄物の定義でありますとか、一般廃棄物、産業廃棄物の区分については、我々、行政を預かる身でも非常に重要な課題でありますので、ここはやはり関係者のコンセンサスが非常に大事ですから、そういう意味で審議会の中で何でも議論をしてきていうところでもありますので、今後ともそういったところで議論をしながら、慎重に対応していきたいと考えております。

それから、その次は6番の産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度、この部分について御説明したいと思っております。優良性評価制度については平成17年4月に施行されまして、それ依頼、地方公共団体もだんだんと準備が整ってきておりまして、実際、これが施行されてきているわけでありまして、先月、9月末現在で287の事業者が基準に適合しているという評価を受けている。こういう結果になっております。

これは全体の産業廃棄物処理業者の中ではまだ非常に少ない数でありますので、これをもっと増やしていく必要があるだろうと考えておりますので、今後とも制度の普及・啓発を図っていきたいと考えております。そこで、今回、いろいろ御指摘があるわけでありまして、認定が始まってからまだ余り時間が経っていないということで、その効果等を検証する段階には至っていないものですから、この制度の抜本的な見直しを図る時期ではないのではないかと、まだ時期尚早ではないかと考えているところでございます。

それから、分社化した場合の取扱いであります。分社化した場合にはそもそも法人格が変わることになりますので、業の許可そのものが継続しないということになります。この優良事業評価制度は業の許可取得が前提ということでございますので、そういった意味で分社化した場合には優良事業認定もそのまま存続させるということとはできないと考えております。

それから、その次が11番の「広域認定品目の同一性状の他社製品下取りについて」であります。通常、この下取りというのは新製品を販売するときに商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で回収する行為であると位置付けておりますので、そうすると、その下取りしたものを廃棄物として何か処理をしようとする場合には、販売事業活動に伴い排出される廃棄物となるわけですから、その販売事業者が自ら運搬処分をしようとする場合には許可が不要である。こういうことになるわけでありまして、ただ、それを他の人に処理を委託しようとするれば、それは許可業者に委託する必要がある。これが原則になっております。

なお、この質問事項の③のところでは家電リサイクル法がこの例として挙げられていますが、家電リサイクル法の場合には、これは下取りというよりも引き取りの義務が家電リサイクル法上、かかっているということでございますので、義務に従って実施しているということでもありますから、通常、我々が言う「下取り」とは全く違うものである、性格が違っているということでもありますので、これと同列に論ずることは難しいと思います。

それから、あと、広域認定との関係でございますけれども、広域認定制度の趣旨は拡大生産者責任というものに基づいておりまして、製造事業者が自分の製造した物を自ら再生、

または処理をするということになりますと、結果的にそれが再生、または処理しやすい製品設計に反映できる、反映される結果になるということをご期待してこのような広域認定制度を実施しているわけでございます。そこで、こういった趣旨からすると、ただ単に同一性状であるからといって他社製品を処理するというのは、この制度の趣旨にそぐわないのではないかと考えているところでございます。なお、家電リサイクル法で製造業者がグループを形成して処理を行っておりますけれども、この場合もグループ外の製造業者の製品を処理する場合には許可が不要とはならないという整理でございます。

それから、その次が16番の「廃棄物処理自治体の区分について」であります。この中で産業廃棄物に関しては、今、都道府県、または政令市ということになっておりまして、この質問事項の④のところを見ますと、例えばその許認可は国単位、少なくとも都道府県単位の管理とすべきという御指摘でございますけれども、これに関しては、やはりこの許可権限を有する者は廃棄物の処理が実際に行われる区域を管轄する地方公共団体が最も適切であろうと考えておりまして、それはやはり、それぞれの現場で処理が適正に行われているということを判断する、そういうことができる人ということになりますと、やはりその区域を管轄する地方公共団体が適切であろうと。

地方公共団体といっても、都道府県と市町村があるわけで、それでは、そのどちらがいいのかということになりますけれども、そこはまずそういった許認可の事務を取り扱う能力があることが大前提ではありますけれども、今、地方分権の流れの中では市町村ができるものは都道府県から市町村にという流れになっているわけございまして、この産業廃棄物の許可事務の場合にもそういった考え方を踏まえて対応せざるを得ないという状況でありますので、それで今のような制度になっているわけでありまして、仮に政令市という制度を廃止して都道府県の方に全部持っていくということになりますと、そこは地方分権の流れに逆行するような話になってしまいますので、そういった意味でそのようなことはなかなか難しいのではないかと考えております。

なお、ここで17年のときに見直しをした結果、除外された都市は小樽市のみであるということですが、このときも関係自治体の意見をいろいろ聞いた上で、その意見を尊重した形でやっているわけですが、対象除外を希望したのは小樽市のみであったということでございます。

なお、この件については先ほどの広域認定のところとも少し関連しますが、結果的に廃棄物の場合にそういった許認可権限はやはり地方公共団体が持つというのが、それが一つの原則になっていますので、広域認定は国が認定するわけでありまして、そういうものはやはり例外的なものとして、ある程度、限定的に扱わざるを得ないと考えております。そこは能力があるといえますか、そういうことができる人だから、その業者を全部、国が認定ということにはなかなかならないのではないかと考えております。

○橋詰課長 よろしいでしょうか。引き続き、一般廃棄物関係でございます。廃棄物対策課長でございます。いろいろと順番がございまして、今、ちょうど産廃課長から16

番のところの話をしましたので、それに続けて 16 番の⑤につきまして、これは一般廃棄物関係でございますので、お話を申し上げます。

要するに、自治体のお話の中で産廃は都道府県、一般廃棄物は市町村という部分でございます。産廃課長が冒頭、話しましたように、基本的な廃棄物の考え方は産廃も一廃も同じでございます。適正処理をどうやって確保するか。価値のない廃棄物が不適正に処理されることを防止する。こういう考え方です。

そのとき、一般廃棄物は基本的に市民が生活に伴って出してくるものです。そういたしますと、これをだれが処理するのかというのは日本だけではなくて、世界中、どこを見ても身近な自治体、いわゆる市町村が処理をする、こういう仕組みになっています。その仕組みだけはなかなか変えられないだろうと思います。

そういたしますと、市町村が処理をする、あるいは一般廃棄物の処理に関する許可業者であるとか、そういうものについての権限はだれが持つのか、だれが計画的に全体を見るのかということになりますと、やはり市町村以外にないだろうと。産廃につきましても県ができるものは県にというお話だと言っておりましたけれども、市町村ができるものについてはやはり市町村だろうと。それを更に広いところに持っていくというお話はちょっと考えられないだろうと思うところでございます。

ちょっと、順番が後ろの方から始めてしまいましたが、流れで、今、そういうふうにつなげさせていただきましたけれども、最初にお戻りいただきまして、4 番の②でございます。私どもの方、事項が多くございますので、御意見という形でいただいているところに絞らせていただいて、とりあえず御説明をさせていただきたいと思っております。

4 番の②のところ、一般廃棄物の処理業について許可年限、「5 年間にしたらどうか」ということでございます。従来、この許可年限につきましては 1 年間ということでやっておりました。これについては「もっと長くするべきではないのか」という議論が平成 9 年にもございまして、我々もそういう検討をいたしました。これも、今、冒頭、申し上げたこととつながるわけでございますけれども、一般廃棄物は市町村が責任を持って行う、一般廃棄物は市町村でございまして、年度単位で仕事をやってまいります。一般廃棄物処理計画をつくることを法律で求めておりますけれども、これも年度単位でつくります。

そういたしますと、長い期間での許可はそれと齟齬を来してしまいます。ぎりぎりの線といたしまして 2 年という形に変更したというのが現状でございます。産廃は確かに 5 年でございまして、産廃と一廃の場合はちょっと事情が違うのではないかと見ているところでございます。

それから、次でございますが、8 番の「小型電子機器の一般廃棄物広域認定について」というところでございます。③のところでございますが、こういうものについて一般廃棄物として広域認定をすべきではないのかというお話でございますけれども、御案内のとおりかと思いますが、広域認定は基本的にその製品の製造者などがその製品が廃棄物になったときの処理を広域的に行うことによって減量化するなり、適正な廃棄物処理に資すると

いうことで認定しているわけでございます。

したがって、製造事業者さんたちがどう思っているか、どういうことを考えていらっしゃるのかということ踏まえて判断しないといけないものでございますので、私どもはそういう門戸はいつでも開いているつもりでございますけれども、そういうお話はまだ伺っておりませんので、もし、そういうお話があるなら、御相談いただきたいなというところでございます。

それから、その次は9番、「合成繊維の一般廃棄物広域認定について」ということでございます。9の③でございます。これも、今、申し上げましたことと同じようなこととなりますけれども、製造事業者などからの御相談があるなら、御相談には応じたいと思っております。

それから、続きまして10番に関連というか、似たようなお話が来ております。古着についてのお話でございます。10番の②でございますが、10番につきまして、古着について広域認定の対象としてはどうかということでございます。これにつきましても同じようなことでございますが、そういう具体的なお話があるなら、御相談に来ていただきたいと思っております。

ただ、ほかのところでもお話が出ておりますけれども、古着、あるいは繊維ということにつきましても、いわゆる「専ら物」、繊維として利用するというところでございます。「専ら物」という仕組みがございまして、「専ら物」ということとなりますと、そもそも許可が要らない。

集めたものをどう使うのかということによっても、それは当然、変わってくるのだらうと思っておりますので、その辺も踏まえた計画なり御相談というお話だらうと思っております。

それから、飛びますが、20番でしょうか。20番のところ「一般廃棄物会計基準について」というものがございまして、③のところ、いわゆる会計基準について普及・促進に努めるべきだということでございます。私どもも市町村におきまして、一般廃棄物の会計内容をきちんとわかりやすい形で整理していくことが大事だらうということでございます。昨年、ガイドラインをつくりまして、その普及を図っているところでございます。

昨年度、また今年度も自治体で説明会なども開いております。実は今日も大阪でしたか、説明会をやっているところでございますけれども、そういうことでございますので、是非、普及に努めてまいりたいと思っておりますし、また、更に使い勝手がいい、わかりやすいものにするという努力も引き続き続けていきたいと思っております。御意見としていただいている辺りを拾うと、こんなところだったかと思っております。

○本田主査 大変、丁寧に御回答をいただきまして、ありがとうございます。確認も含めて1番から順番に質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1番の①でございますが、基本的に消費者が持参した小型電子機器や衣料品などをリサイクルを目的として無償回収をする場合の取扱という話でございますが、基本的に

はこれは販売業者が製品販売時に商慣習として、当該商品を購入する消費者から同種の製品で使用済みのものを無償で回収する場合には、下取りと解釈する。したがって、自社での収集運搬及び処理が可能というふうに理解をいたしております。

ここにおいて、この「商慣習として、及び製品販売時に」というところで、一つ、確認をさせていただきたい状況があるのですが、消費者がとある製品の購入を意図して店舗に行き、その際に使用済み衣服があるなら、そこのお店で買った衣服を持っていき回収箱に入れます。ところが、たまたま自分が買いたいと思っていた色がなかった場合に出直しをする。このように商品の購入のタイミングと回収箱に入れるタイミングにたまたまラグが生じる場合もある。ところが、これは一般的な商習慣としてもあり得ることなので、このようなタイムラグまでは大きく問わずに製品回収をしてよいということによいでしょうか。

○橋詰課長 事実上、それは構わないだろうと思います。極端に期間が空いたりすると、「それはさすがに」という話になるかもしれませんが。

○本田主査 ですけども、必ずレジで対一確認をするとか、そこまでは言わないということによろしいでしょうか。そこが「商慣習」と書いていらっしゃる意図だということと理解をさせていただきたいと思います。実際問題、不法投棄なるものがここで発生するとはとても思えませんので。

2つ目に、これは主に電子機器の場合だと思えますけれども、例えばP Cにたまたま関連商品で、性状が似ている他社の製品が周辺機器としてくつついたものが来たという場合です。このように一部、同一性状の他社製品が混じっていたとしても、現行は慣習として下取りと見なし、回収及び処理が可能と理解しておりますが、これは間違いではないでしょうか。

○橋詰課長 下取り、販売に際して、「際して」という言葉を取りあえず申し上げておきますけれども、同種の古い製品をその店頭で渡すという行為が下取りの典型的なパターンでございますけれども、それは別に新たに購入するものと同じブランドのものでないといけないとか、そういうものはございません。

○本田主査 はい。

○橋詰課長 従いまして、2つの製品の組み合わせたものでも、それは別に構わない。

○本田主査 ありがとうございます。実はこれに類するお問い合わせが私どものところにはたくさん来ておりまして、善意をもって自らの製品を回収しリサイクルをなさりたいと思っていられるメーカーないし小売業者の方々は世の中にたくさんいらっしゃいます。が法律上の概念が明確でない。

したがって、コンプライアンスとCSRの両方の観点からいいことをしようと思っただけけれども、「コンプライアンスの観点からは問題はないのか」というお問い合わせが実は引きも切りません。そのためこのように書いていただいたことは非常に意味があると思っております。書いていただいたとおりにアップしたいと思っておりますのは、そういう理由でございます。

それに加えて、できましたら環境省におきましても「わかっていることである」とおっしゃるのかもしれませんが、このニュアンスのところは事業者には非常に難しいので、このように購入とリサイクルのタイミングのマッチングを厳密に大きく問わないというところと、必ずしも自社製品でなくてもよいというところを明確にさせていただき、そこに関しては解釈の過ちが民間で出て、リサイクルに遅延が出るということがないように継続して周知の方をしていただければと思っております。

○橋詰課長 多分、おわかりだと思いますので、念を押したくないのですが、誤解のないように申し上げますと、いわゆる下取りですよね。新しいものを販売して、それに置き換えるような形で。下取りの形式であればブランド関係とか、それは全く問いません。それが商習慣というものだろうと思っております。

○本田主査 わかりました。ありがとうございます。実際、環境省の方に業者からなぜ直接なお問い合わせが余らないかというところ、実際問題、善意にて一部回収に取り組んでいる事業者が、「いや、それはだめですよ」と言われた場合、今までやってきたことが、法の遵守になっていないということを非常に心配しておられて、相談が環境省まで行っていないというところがございます。そういう事例がございましたので、御理解をいただければと思っております。

○橋詰課長 新品の販売に伴わない場合となると、話は変わってまいりまして、いわゆる広域認定の話になりますと、それは違うお話でございます。そこだけ。しつこいようですが。

○本田主査 わかりました。つづいて、衣料品でございますが、衣料品に関しましてはリユースとリサイクルがあると思っております。今、実はリユースがほとんどだと理解しております。これが海外を初めとしていろいろなところで使われております。

一方、リサイクルについてですが、ケミカル処理を施すことによって、一旦、繊維に戻したリサイクルに関しても、これは下取りと考えていいのかどうかということを確認させていただきたいのですが。

○橋詰課長 下取りとして引き取ったものについて、その後、どういう処理なり利用なりをするかというのは別に、それは一切、問いません。廃棄物処理法上、違法のない方法でやれば、それは構わない。

○本田主査 大丈夫と。

○橋詰課長 はい。

○本田主査 したがって、そうしますと収集及び処理に対して許認可が特に必要ではないということで、よいでしょうか。引き取って、例えば特殊合成製品を一旦、引き取り、化学処理をしてもう一回、繊維のレベルに戻し、またつくる。そういうことが行われた場合に、これは基本的に自社製品を下取りして引き取って、もう一回、原材料に戻してつくるということでリサイクルをしているわけですが、これは自社製品である限りにおいては下取りの枠内に入ると考えてよろしいでしょうか。

○秦課長補佐 回収するところですね。その店舗において回収するところまでを「下取り」と呼んでいますので、そこから先はその店舗の出した廃棄物になりますから、そこから先は通常の廃棄物処理法のルールに則ってやっていただくということだと思います。

○橋詰課長 ですから、下取りをすると、そこでいわばその店舗なら店舗の人の廃棄物になります。したがって、それを自ら処理するというのであれば、それは自社処理ということになりますので、それは許可とかという話ではありません。

○本田主査 ではないですよ。

○橋詰課長 はい。

○本田主査 下取りして自社収集、運搬、自社製品ということで動かない。

○秦課長補佐 ただ、運搬とかを他社に頼む場合は、当然、廃棄物処理法適用ですよ。そういうことです。

○本田主査 それで次に廃棄物の定義でございますが、この平成 17 年 8 月 12 日にお出しになっております「行政処分の指針について」という通知を私も拝見させていただきました。実際問題、おっしゃっておられるところは 4 の 2 の 1 に当たるという理解でございます。ここで確認でございますけれども、基本的には占有者の意思が最初に来ると思うのですが、それに加えて取引価値がないかどうかというところに重きを置いて、廃棄物かどうかというふうに決めていらっしゃるという理解でも間違いはございませんでしょうか。

○坂川課長 このところはアからオまでありますけれども、これも総合的に判断をするということですから、どれか一つだけで決めるということではない。まず、そういう考え方があります。その上で、おっしゃったように占有者の意思はこれはこれで大事ですが、これはなかなか客観的にわからないケースが多々あるわけです。

そうすると、その客観的にわかりやすいものの一つとして取引価値の有無がありまして、結局、それが有償で売れているのか、逆有償になっているのかとか、そこは比較的、客観的にわかりやすい部分であるので、そこが決め手になるケースが多いということだろうと思います。ですから、必ずしもそれ一点だけで決めているというわけではないということです。

○本田主査 ありがとうございます。ここは実際問題、総合的に評価したとおっしゃっていらっしゃるのですが、やはり、なかなか難しいところがあると思っております。なぜ難しいと思っているかという、どうしても主観的なところが入ってくるところがあるため、私がこうだと思うものと環境省でこうだと判断されるものに、若干の齟齬が出るのではないかと思っております。したがって、実はもう少しはっきりとしたお答えをいただければ大変ありがたいなと思っておりますが、継続的に今後も書き直し等をなされる機会がおりになるとするならば、そういう意見が上がっているということを念頭に置いていただければ幸いです。

基本的にこの廃棄物かどうかという判断を環境省の一つの部局で全部なされているというならまだいいのですが、地方公共団体もなされるわけですよ。そうすると、Aという地

方公共団体では廃棄物と言われ、Bでは言われなかったという問題も、御意見として承っておりますし、特に資源価格なども変動する中で、排出物の取引が有償になったり、逆有償になったりするものが実は存在してきています。したがって、自治体や市況ごとに対処を変えなければいけないものがあるということで、大変困っていらっしゃる企業がいることもまずはお伝えしておきたいと思います。

これは、以前、木質チップの利用のときにも申し上げましたが、そういうぎりぎりの線のものが幾つか存在しているということを理解いただければと思います。特に今年のように資源価格が大きく揺れますと、基準が動いてくるものがどうも出ているようでございます。

次でございますが、2番の②です。これは強く出ている要望でございます、いわゆる、混紡、木綿と合繊から成るユニフォームを事業所から排出する場合、基本的にこれは一廃で出してくださいということなのではないでしょうか。混合物だと産廃とすることはできないということは、一廃で出すということなのではないでしょうか。これは御判断を伺っているだけなので。

○秦課長補佐　そこは、「一廃と産廃の両方の許可を持っている人に委託してください」ということになってしまいますね。

○事務局　例えばですが、マニフェストを切るかどうかという話になってくるかと思うのですが。

○秦課長補佐　産廃が入ってきたら、切らなければいけないですね。

○事務局　例えば6ナイロンと綿の混紡でできた一枚のシャツに対して、どのように混合物という定義をするのでしょうか。

○秦課長補佐　一廃と産廃が混じったものですから、両方なのです。その実は一廃と産廃の両方なのです。

○本田主査　一廃と産廃の両方になるというのが、多分、皆様は概念的に理解が難しく、かつ、加えて、そのユニフォームの廃棄に当たって一廃と産廃の両方の許可を持っている人でしか扱えないとか、マニフェストは必ず切らなければいけないとか、そういった処理まで本当に必要なものなのかと。

勿論、こういう御質問を内閣府までお寄せになるような事業者は、法令を遵守なさりたいという前向きなお気持ちで聞いてきておられるのです。彼らは答えとしては何を期待していらっしゃるかというと、「産廃か一廃か、どちらかだよ」と思っているわけですね。そういうところに対する環境省の見解が、「産廃でもあり、一廃でもあるので、両方の認可を持っている人しか扱えず、かつマニフェストは切らなければいけません」というのが答えになってしまうのでしょうか。

○秦課長補佐　そういう答えになってしまいますね。やはり、責任論で一廃と産廃が分かれてしまっているのです。

○本田主査　私が一国民として聞いても、なかなか理解が難しい答えです。ここはもう少し処理のしやすいようなやり方でお考えいただくことはできないのでしょうか。

○秦課長補佐 ここでの御質問は「集めたい」という話ですよ。そういうものを回収したいというような。

○本田主査 いや。

○事務局 もともと排出者が合繊のように扱える。彼らに任せるべきだと。

○本田主査 要はとあるメーカーさんが工場から出すごみのうちの一部、ほんの一部にユニフォームがあって、ユニフォームをたまたま混紡素材にしてしまったと。そうしたら、「これは産廃でいいのよね」という。

○秦課長補佐 話ですね。

○本田主査 これは例えば一廃で出されても、産廃で出されても、世の中の多くはどちらかで処理をされてしまっているのではないかと思います。真面目な御質問に対して私たちとしても真面目にお話をしているというだけなのです。したがって、もうちょっと経済効果の高いようなお答えはないのでしょうか。

○橋詰課長 多分、そうすると、実態論はこういうことだと思います。工場にしても、どこにしても、いわゆる普通の典型的な一般廃棄物と産業廃棄物、両方、大体、出しているだろうと思うのです。そうすると、それぞれの許可業者に出しているはずですよ。

○本田主査 はい。

○橋詰課長 多くの場合、一廃業者さんは産廃業の許可を持っています。持っていない方もありますが、多くの場合は持っています。ですので、そういう人に相談をすると、大抵の場合は「それであれば、私は一廃も産廃も両方持っていますので、御安心してお受けできます」と、こういう話に大抵なると思います。

あとはマニフェストの扱いでございますけれども、結局、それは釈迦に説法ではございますが、廃棄物がきちんと流れていくことをフォローアップしようということでございますので、書き方としては例えば「ハイプラ何トン」とか、そういうふう書いてもらう格好になるだろうと。

○本田主査 私どもとしては効率的な廃棄物処理が進めばいいと思っているだけでございまして、今後も処理しやすいような方向で何らかの御検討をいただければ非常に助かると思っております。

それで、③でございます。自治体でございますが、これは自治体から廃棄物の処理を委託されていらっしゃるところからの御質問でございます。基本的に自治体はというか、市町村が一般廃棄物の処理を業者に委託する際には、別に廃棄物処分業の許可を取得していなくてもいいということですね。

○橋詰課長 産廃の許可を持っておらなくても構わないし、一廃の許可を持っていないと構わない。そういう意味です。

○本田主査 逆に言えば、市町村の廃棄物に関してはその地区の業の認可を持っていない方がアプローチをして、より安価な形で受けられるということがあっても、それは構わないということでございますか。

○橋詰課長 結局、市町村の側で判断をするのは、その人が、委託しようとしている相手がそれを実行できる能力があるかどうかという点でございます。委託というのは市町村に代わって行うという意味ですので、自分に代わってやる能力などがあるかどうかというの、市町村の判断です。

○本田主査 市町村が判断をすれば、それでよいということ。

○橋詰課長 はい。

○本田主査 ありがとうございます。

○秦課長補佐 委託をした場合は、業の許可は要らないということですね。

○本田主査 業の許可がなくてもいい。

○橋詰課長 そうですね。

○本田主査 そこで次の①、④、⑤、⑥に関してでございますが、汚染者負担原則というのは環境省においてどういうふうに定義をしていらっしゃるのでしょうか。

○秦課長補佐 国際ルールのようなものですが、汚染者負担原則。

○坂川課長 今、正確な定義はまたきちんと調べてみないとあれですが、要は環境汚染を引き起こした場合には、引き起こす恐れがある場合には、そういったことがないような対策はその環境汚染を起こす恐れのある人がきちんと費用を負担して、対策を講ずるべきであるという原則でございます。そういった意味で産業廃棄物の場合には排出事業者が適切な費用を負担した上で、適切に処理をすべきである。ここではそういう意味でこの言葉を使っているわけです。

○本田主査 基本的に排出事業者責任と汚染者負担原則のロジックはどういうふうになるのでしょうか。

○坂川課長 結局、廃棄物処理法上は排出事業者責任で貫かれているわけですがけれども。

○本田主査 それが上位概念にあるわけですか。

○坂川課長 汚染者負担原則はもう少し広い概念だろうと。これは廃棄物だけではなくて、水質汚濁とか大気汚染とか、そういう環境一般の言葉であると考えております。ですから、ここはわざわざ「汚染者負担原則に立ち」と書かなくてもよかったのかもしれないと、今、思っておりますけれども、廃掃法上は排出事業者責任であると。ただ、それと関係のあるものとして汚染者負担原則もあるのではないかとということで、こういう書き方をしているわけです。

○本田主査 要するに汚染はしていなくても、排出者である限りにおいては責任を免れないということによろしいですね。

○坂川課長 つまり、汚染することのないようにきちんと対策を講ずると。「その費用は汚染者が負担するんですよ」という意味です。汚染した場合だけではなくて、汚染しないようにきちっとした対策を講ずる必要がある。ここではそういう意味合いで扱っているわけです。

○本田主査 はい。もう少し整理をした後に、改めて質問をさせていただくかもしれませ

ん。続いて、4の①でございますが、基本的に業者の方が適切か不適切かというのは、年限というよりも欠格要件や申請書類で詳しく審査をなさることによってお決めになることではないのかなど。そのために、お役所の方で細かいチェックをなさっていらっしゃると思っておりますが、これに関してどうお考えかということ。

また、2点目として、承認期間を1年から2年に延ばされて、今まで何らか問題があったのかということ。3番目に、「産廃と一廃では事情が違う」というお話でございましたけれども、どのように事情が違い、その結果として期間に差異が出てきているのか。この3つをもう一度、教えていただきたいのですが。

○秦課長補佐 12年か13年ごろでしたか、栃木の鹿沼市で殺人事件がありましたね。自治体の担当者が殺されました。一廃業者ですが、許可の更新を渋っていた担当者が、その一廃業者が雇った暴力団員に拉致されて殺されたという事件がありました。

○本田主査 1年から2年に延ばしたと何か関連があるのでしょうか。

○秦課長補佐 2年に延ばした後の事件ではありますけどね。

○本田主査 それは1年であったら起こり得なかったことなののでしょうか。

○秦課長補佐 一般的には短い方が起こりにくいとは思いますがね。

○本田主査 でも、許認可期間が短ければ更新のタイミングが頻繁になり、接触の機会が増えるということではありませんか。

○秦課長補佐 期間が長いと、どうしてもその間に、例えば役員が替わっていくとか、経営状態が悪化していくなどというのがあって、どうしても悪質なことをやっていく人が現れますのでね。

○本田主査 これ以外には1年から2年で何かあるのでしょうか。この殺人はその役員と経営者が大きく入れ替わったことによって起きたことなのですか。それとも、もともとそういうのがわかっていたのだけれども、認可の出し方が問題だったのでしょうか。

○秦課長補佐 その辺は人も死んでいるので、なかなかはっきりした情報が入ってこないもので、よくわからないのです。

○本田主査 何を申し上げたいかということ、やはり認可としての必要というのは理解をいたしておりますが、その許認可にかかる事務は行政側にも民間側にも発生するものであり、実はこれが結構な負担になっていると。特に排出業者におかれては心理的な負担がかなり大きい。要するに自分たちの不得意なことを行政書士に20万円なり30万円なりを払ってやってもらっている。

したがって、この更新機会が減るということに関しては、事業に専念できるし、自分たちのコスト低減にもなるという、真面目なお話がたくさん出てきています。したがって、更新の頻度が多いことがいいのか、それとも、許認可に当たっての審査をもう少し厳しくしていただくのがいいのか、そこはお考えをいただけないのでしょうか。

○橋詰課長 先ほど、私、「産廃と一廃では事情が違う」と申し上げたのは、どちらについても基本的にその人たちがそのしかるべき処理をできる能力があるかどうかというのは、

これは勿論、基本です。能力のない人に許可を与えられるわけはありませんので。一般廃棄物については市町村が処理に責任を持つ。例えば市町村が分別収集の形態を変えるかもしれない、新しくこういう分別にしようとするかもしれない、それによってどういう収集体系を取るか、これは当然、変わってまいります。

それに伴って、許可なり、委託なり、変えるケースは出てまいります。変えざるを得ないケースが出てまいります。市町村の施策はある程度、期間をかけながら決めるわけですが、そうはいっても、大抵の場合、ある年度からスタートするということになってくる。そうしますと、5年間とか、長い期間の許可となりますと、それは自分たちの町の施策運営上に非常に制約が出てくるというのがあって、そういう意味では1年という線がある意味、機動的といえは機動的なのでしょうけれども、そこはある種の「こういう意図で」というのでしょうか、そういう辺りも考えて2年という辺りで落ちついているというところだと思います。自治体さんも長くするということについては、今、私が申し上げたような事情から、それは自分たちの町の処理施策遂行上、不都合があるというお話がございました。

○事務局 自治体からも「5年に延ばしてほしい」というような御意見があったのですが、基本的に処理計画は確かに年度ごとに毎年計画をするものだという事はわかっていますが、それと許認可とは全く関係がないと。処理計画に則ってどの事業者と自治体が契約をするか、要は委託契約を交わすかということであって、どの業者に処理の許可を与えるかということは基本的に関係ないということでお話もいただいています。

○秦課長補佐 その担当者のお考えは間違っているのではないのでしょうか。

○橋詰課長 間違っているのではなくて、そういう自治体はあるだろうと僕は思います。それはあり得ると思います。ただし、私が申し上げましたように、やはり処理の計画が変わるときには、当然とはいいませんけれども、どうしてもその委託計画が、委託契約関係が変わらざるを得ない。

○秦課長補佐 いやいや、許可を出す要件に。

○橋詰課長 委託でも許可でも。

○事務局 そのとおりだと思いますけれども、許可を出すというのは、その一般廃棄物の処理ができるかどうかの能力を判定されているわけですよ。

○秦課長補佐 一廃の場合、一廃処理計画に適合しているかどうかというのは、許可の要件ですよ。

○事務局 それは毎年毎年、審査し直す必要があるということですか。

○秦課長補佐 一廃処理計画は基本計画と実施計画に分かれますが、実施計画は1年ごとですよ。

○事務局 計画はですね。

○秦課長補佐 はい。だから、もともと許可の更新期間は1年だったのです。

○本田主査 でも、今は2年になって、大きな問題が出ているのでしょうか。

○秦課長補佐 1年と2年ということであれば、さほど大きな問題にはなっていないと思います。

○本田主査 ただ、一方で廃棄物の処理、ないしは収集には非常に長けていても、行政手続処理が不得意な廃棄物処理業者さんは世の中にたくさん存在されていて、それは、先ほど申し上げたような理由で御理解も賜れるところがあると思うのです。そういう方々のうち、優良な方々に対しては認可の期間を延ばす。そういうことは考えられないのでしょうか。これは実は6の④にも関わってきますが、今、「優良性評価制度で優良とスタンプを押されても、はっきり言って、何らメリットはない」と言い切られる方が多くて、したがって、何かのインセンティブがないと申請するのも何となく、「何でしなくてはいけないのか、わからないよね」というような話も聞くわけでございます。

○秦課長補佐 優良評価制度は産廃だけなので。

○坂川課長 その優良性評価の話と先ほどの一廃の1年目で、ちょっとこれは切り離して考えなければいけないと思いますが、産業廃棄物の優良性のこの評価制度については「メリットが少ない」という御意見があるということですが、恐らく、これの最大のメリットは排出事業者が委託先として選定するということになる、そこが優先して受託されるということになれば、それが恐らく最大のメリットであろうと考えておまして、そういう意味で、今、我々は一生懸命、排出事業者側に「こういう制度がありますよ」というピーアール活動を行っています。

ただ、いろいろ言われますのは、「まだ、287しかない」と。これは全国で287ですから、ある地域にあっては全然いないとか、そういうところが結構あるので、「まだ使い勝手が悪い」という話がありますから、それはちょっと改善をしていかななくてはならないと。

○本田主査 一廃と産廃を混ぜて申し訳なかったのですが、では産廃の話から先に言ってしまうと、今のところ、排出業者が処理業者を選定する際にこの優良評価制度がクライテリアとして入っているかどうかという、ほとんど入っていないらしいです。皆さん、見ていらっしゃらない。

○坂川課長 そこが問題なので、それを変えていかなければいけないということで、今、頑張っているわけです。

○本田主査 勿論、そこの御努力は是非、お続けいただきたいと思うのですが、まずは皆が申請をしなくなるということが一番よくないことだと思っていまして、何らかのインセンティブとして、さっきの5年が7年になるとか、そういったようなことを考えられませんか。皆さんはそこに大きな精神的なバリアがあるらしいのです。

○坂川課長 この優良性評価制度については、今も委員会をつくって、どうしていけばいいのかという検討をいろいろやっていますが、先ほど言ったような、まずは排出事業者側に認知していただく。これが最大の課題であると考えておりますが、一方、この中で今の優良性評価の基準についても、「もう少し見直した方がいい」という意見は、事実、ありますので、そこのところは多少の修正すべきポイントはあるのだろうと思っています。

ただ、ここに書いたように、大幅に変えるのはまだ早い、難しいと考えていまして、先ほどの許認可の更新期限延長についても、今、そこまでやるのはなかなか難しいと。都道府県側でも、「そこは5年ごとぐらいにはきちっとチェックをしたい」という声はかなり強いものですから、そういったところまで踏み込むのはなかなか難しいかなとは思っております。

○本田主査 排出者への認知という点では、どのような活動をやっているのでしょうか。

○坂川課長 そこはまず業界団体へのピーアールと、あと、経団連を初めとしていろんな業界団体に「こういうことがあります。是非、使ってください」というような働きかけをやりつつありますので、それを今まで以上にきちっとやっていきたいと思っております。

○本田主査 最近、改正なされたというのは存じ上げておりますが、環境分野に関しては日進月歩でございますので、国民も含めて朝令暮改でもいいという意見も出ております。「この間、やったから、しばらくはできない」ということではないと思っております、私どもが危惧しておりますのが、「インセンティブがないから、やってもしょうがない」と、「申請するだけでも大変」という話が出ていました。優良性評価制度は一国民として拝見して、大変いい制度だと思いますので、できましたら、排出者への認知とインセンティブをお考えいただけないでしょうか。

さっきの許認可の期限もございましたけれども、例えば、やや広域に処理の権限が与えられるとか、そういったことも全くお考えいただいたことはないのでしょうか。

○坂川課長 どういう。

○本田主査 自治体を越えたような、要するに都道府県を越えて収集してよいとかですね。

○坂川課長 そこはなかなか難しいでしょうね。そこまで検討していませんけれども、ただ。

○本田主査 そういう検討はなされたことはない。

○坂川課長 この制度に絡めてそこを検討したことはないということであって、そういうほかの都道府県まで、越境の許可を持たずに行けるとか、そういったところまでは、それはつまり隣の都道府県できちっと監督できないことになってしまいますので、そこはなかなか難しいのではないかと思います。

○本田主査 基本的に排出者への認知を図られている中で、実は廃棄物業者の優良性評価制度への登録の熱意が落ちてしまって、この制度自体が陳腐化してしまうということが一番避けなければいけないと思っております。ここから先は私どもからお願いでございますが、処理業者のインセンティブ、彼らとしては何があればこういうことに手を挙げたいと思うのか。したがって、自治体、ないしは環境省としてもどうすれば優良業者を見極められるようになるのかということに関して、もう一回、御検討を開始していただけないでしょうか。

○坂川課長 結局、先ほど言ったようなことになるのかなとは思いますが、我々も

全く見直すつもりはないというところまで言うつもりはありませんが、ただ、この制度自体のインセンティブはやはり、できるだけ仕事ができるようになる、つまり、たくさん受託できるというのが最大のインセンティブのはずなので、そういう方向に何とかして持っていけないだろうかということ、今、考えているということなのです。

ですから、そこは今は申請書類の一部を省略ということをやっておりますけれども、それ以上に更新期限延長であるとか、そういうところまで考えるのは正直を言って、ちょっと難しいだろうとは思っています。

○本田主査 私どもとしても、ここは検討させていただきたいと思っておりますので、継続的に意見を交換させていただければと思っております。ここで、最初の一廃の話に戻りますが、許認可期間でございますけれども、一廃の処理計画の年度計画の公開というところとずれてきている中、殺人事件が起こったことは、大変、由々しきことではございますけれども、これが本当に1年から2年に対して起こったことなのか、それとも認可のやり方に何か問題があったのか。例えば何か問題がありそうだとするところに関しては、途中で年数を入れ替えなければいけないけれども、その他多くのところに関しては一廃業者の認可期間を延長といったことも考えられないのでしょうか。

○橋詰課長 お話がちょっとよくわからないのですが、長くした方がいいとおっしゃっているのは、業者の方で申請するのが大変だというお話でございましょうか。

○本田主査 そうです。基本的に業者側のコスト削減を、社会的コストの縮小につなげていきたいというところでございます。

○秦課長補佐 それは一廃の業者さんがおっしゃっているのですか。

○本田主査 そうです。特に一廃の業者がおっしゃっています。産廃ぐらいになるとそうでもないのですが、一廃はいろんな方がいらして。

○橋詰課長 「いろんな方がいらっしゃる」と言われれば、それまでかもしれませんが、もし、本当にその負担になっている部分が、おっしゃるのだから、あるだろう、あると感じている人がいるのだろうと思っておりますけれども、率直に言いまして、ちょっと違和感がございまして。我々が受けている印象とは違和感がございまして。

私が思いますのは、先ほど申し上げましたとおり、一般廃棄物の処理が市町村にとってどういう意味を持っているかということから考えると、やはり一般廃棄物処理計画をきちんと動かすためのいろんな手段として、許可なり、委託なりがあってという構造はやはり尊重したいと思っております。

その上で、今、おっしゃったように、業者の中でそこをすごく不安に感じているというところがあるのでしょうかから、だとすれば、私、例えばいろんな一廃業者の団体がございまして。何とか協会であるとか、何とか連合会であるとか、そういうところでもって、そういうことに対するセミナーといいたいまいしょうか、勉強会といいたいまいしょうか、そういうものを作る。もし、おっしゃっているような差が大変あるのであれば、そういう方を応援するという手段の方が、私の方は全体的な趣旨としてはなじむような気がいたします。

○本田主査 一方で、自治体からも「事務処理コストが負担なので、これは長くできないか」という要望が私どもの方に出ています。実際問題、審査をしている自治体、申請書を出している業者ともに負担がある中に、「そんなに負担があるなら、自分たちの自助努力でそれにかかる手間と時間をより削減すれば」という部分はあるかもしれませんが、双方においてゼロにはなりません。加えて、本当に必要な負担である場合はやるべきだと思いますが、本当にそこまで大きく必要でないということであれば、それだけの社会的負担を環境省の方として、各地方公共団体と業者に課す必要があるのでしょうか。

○秦課長補佐 済みません。自治体からそういう意見が上がってくるというのは、ちょっと我々には極めて疑問なのですが。

○橋詰課長 「ある」とおっしゃるのだから、僕はあるのだろうと思いますけれども、私どもの聞いている話とは大分、違和感があるので、私はそれはマジョリティーではないのではないかと思いますけどね。

○秦課長補佐 それはたまたまその自治体において、人を割いてもらえなくて「事務処理が大変だ」という人がいるという話なのか、それとも、十分、人を割いてもらって、組織としてきちっとやっているにもかかわらず、「事務処理が大変だ」という話なのか、その辺の精査までされているのでしょうか。

○本田主査 その自治体がどのように人員配分をされているかというのはわかりませんが、複数の自治体において財政が厳しいというのが実態でございます。私どもも上がってきていない意見で皆様の手間を煩わせるようなことはございませんので、そこは十分御認識いただいた上、私どもとしてお伺いしたいのは、1年から2年で大きな問題があったのかどうかということと、申し上げたかもしれませんが、その殺人事件の1年から2年への関連について文字書きしたものを書面でお出しいただくわけにはまいりませんか。

○秦課長補佐 責務ですから。

○本田主査 はい。よろしく願いいたします。では、次にまいります。それで次にお伺いしたいのは、8の③でございます。「小型電子機器の広域認定品目の認可については、これまで事業者より個別具体的な相談をいただけていない」ということでございましたが、個別具体的な相談があった場合には、どういう検討が進められるのでしょうか。

なぜ、こんなことを申し上げているかということ、やはり電子機器メーカーは法的遵守をしたいというお気持ちは非常に強い。そういった中で、今、試験的に回収していらっしゃるようなものがあるのですが、それが後追いで「実は法に触れていました」というようなことがあると、「ここは問題である」ということでなかなか御相談をしにくいということのようなのです。ですので、「こういう相談であれば乗れる」といったようなものがあれば、少しお伺いをしたいのですが。

行政として、やはりその行政組織に属する各個人の見識で御判断が振れるとは思いませんので、環境省として「今、こういうことを考えている」、網羅していただく必要はござ

いませんが、一、二例でも構いませんので、「こういうことであれば、相談に乗れる」というのがあればお教えいただけませんか。

○橋詰課長 ちょっと意味がわからないのですが、私どもとしては、「ここに申し上げているとおり」としか言えなくて、製品の製造者さんたちがこういうふうにするによって、適正処理、減量化に資しますよという内容であれば、御相談をお受けする立場だと思っております。今、おっしゃっている、もし、現状、その方々がやっていること自身について「自分はどうなんだろう」というところで、もし疑問を感じているのであれば、それは「是非、来てください」と申し上げたいです。別に我々は意欲を持ってやろうとしている人たちについて、「それは厳密に言ったら、どうだからどうだ」ということは余り言いたいわけでもございませんが、もし、本当にお悩みであるならば、早く来ていただいて悩みを解消していただいた方がよろしいのではないかと思います。

○本田主査 おっしゃっている話はわかりますが、試行していらっしゃるので、基本的に日本の企業において試行してしまったものが違法であった場合は、担当者は当然、責任を問われますから、やはりそれを環境省に御相談というのは難しいと思います。ですので、そこは御理解いただいた上で、具体的事例を示していただければと思います。

○秦課長補佐 ですから、それはまず相談に来ていただかないと、我々もどういう中身かわかりませんので。

○本田主査 ただ、どういう場合だと相談に乗れるとか乗れないとかの事例をお教えいただければ。

○秦課長補佐 どんな場合でも、相談には乗るんです。

○本田主査 勿論、環境省もお話は聞いていただけると思っています。そういうことに対してお話を聞かれないといったような、国家公務員の義務を遂行されないなどということは、全く思っておりません。ですが、どういう場合であると、例えば広域が認められるとかというのが一つでも二つでも、事例としてお教えいただけるようなことがあれば、お話しいただけないかというのを申し上げているのです。

○橋詰課長 困りましたね。まさしく法律などに書いてあることはこの中にも書いておりますし、例えば「その事例として、既にこれこれこういうものを認定していますよ」という個別の名前をお伝えすることはできますけれども。

○本田主査 そこに書いていらっしゃる以上のことというのが、今は特にお決めになったルールがあるとかということではないということですね。

○秦課長補佐 勿論、手引きとか、そういったものはつくっておりますから、ホームページからダウンロードできますし、一般の皆さんに。

○本田主査 それ以上のことは、お決めになっていらっしゃらないということですね。

○秦課長補佐 決めているわけではないですね。

○本田主査 わかりました。ありがとうございます。次にお伺いしたいのが、9番の②でございます。一般廃棄物における広域認定の品目指定なのですが、基本的に個別具体的

に検討・判断をされている中で、品目指定をしていらっしゃる意味は何なのでしょう。どういうロジックで、個別具体的に検討・判断をしていらっしゃるにもかかわらず、さらに品目指定をされているのでしょうか。

○秦課長補佐 そこは一般廃棄物、産業廃棄物の自治体における事務の違いだということです。

○本田主査 済みません。もう少し詳しくおっしゃっていただけますか。

○秦課長補佐 一般廃棄物はいわゆる自治事務、市町村の自治事務でございますので、この広域認定という行為は、いわばその自治体が行っている許可の事務を国が肩替わりするような仕組みでございます。

○本田主査 はい。

○秦課長補佐 そこはやはり自治事務でございますので、国が勝手に審査をして、勝手に許可に相当する認定という行為を与えるということだけではなくて、やはり、「こういう品目についてはこうします」というのを、あらかじめきちんと指定をして、市町村の皆様にもきちんと知っていただいた上で、それでやるべきであろうと。それは自治事務という性質に伴うものだ和我々は理解をしております。

○本田主査 一方、今のお話を承っておりますと、基本的に一定のルールに則って、国として地方公共団体がやることを一部代行してやられているということだと思います。であるとすれば、個別具体的な検討・判断は不要になるのではありませんか。

○秦課長補佐 勿論、一定のルールに基づいて、その認定の要件はそれぞれあるものですから、それはやはり個別に審査をしないと。品目の指定と、それぞれやりたい事業をやる方を認定する話と、それはちょっとまた別な話かなと思っております。

○本田主査 一廃の広域認定品目は環境省の告示によってされているわけですか。品目指定に関しては、法律ではどこに定められているものなのでしょうか。

○橋詰課長 法律に基づいて環境省令がありますが、環境省令の中で「これこれこういうものに、こういう要件のものについて環境大臣が定める」、そういう定め方になっています。省令になっています。

○秦課長補佐 省令の6条の13というところですね。

○本田主査 品目を指定するというところに、広域認定品目についてはその省令で出されているという、環境省の告示に出されているという理解ですけれども、一廃の広域認定において品目を指定ということは、どの法律のどこに書かれているのでしょうか。

○秦課長補佐 廃棄物処理法の省令の第6条の13です。法律では9条の9になります。

○本田主査 廃棄物処理法9条の9。

○秦課長補佐 9条の9ですね。

○橋詰課長 法律は9条の9です。それに基づいて省令の6条の13です。

○本田主査 はい。ちょっと拝見していいですか。

○橋詰課長 どうぞ。

○本田主査 なるほど。わかりました。ありがとうございました。一方、皆さんから上がってきているのは「個別具体的な検討・判断であるならば、その品目の指定はやはり要らないのではないか」という話と、品目に関しても、このたび 10 品目に増えていると民間からは何重にも規制がかかっているように見えているようですが。

○橋詰課長 規制がかかっているのではなくて、これはもともと許可という仕組みがあって、特定のものについて許可を要らない形にしよう。そういう構造のものでございます。その許可も一般廃棄物の場合ですので、基本的に市町村長に、市町村に権限がある。そういうものです。

そういうものについて市町村の許可をいわば外して、国が「これは無許可でいいですよ」というわけですので、やはりどういう性格付けのものであれば許可を外すに当たるだろうかという性格付けがまずあり、性格付けをした上で具体的に物自身を特定しよう。そして市町村にも知らせ、納得してもらおう。こういう構造です。

したがって、「個別具体的に」というのは、その具体的なものについて、要するに、今、御覧いただいた省令の中の 1 号、2 号に要件付けが書いてあるわけですがけれども、その要件付けなどに照らして、そういう個別具体的なもの、あるいはやろうとしていることが合致しているかどうか、こういうものを見させていただいているということでございます。

○本田主査 わかりました。ここはリサイクルを進展させたいと考えていらっしゃる方々にとっては、非常に大事な部分だと思うのです。特にレアメタルなど有用資源を含み廃棄物処理の難しいものをもう少し効率的に回収できないか。それで処理できる業者さんが限られている。

携帯電話を追加していただきましたが、基本的には技術の進歩と新しい品物が出てくるのとの後追いでこれ以外にも幾つか物が出てきて、それに合わせてルールは改正していかなければいけないと理解していますが、このラグを小さくするために品目指定を大きくすることなく、もっと個別具体的にタイムリーな判断をしてほしいというのが、一つの要望として上がってきているものなのです。

それに関しては、逆に言えば、「この品目に該当しなければ、事業者としては話を持っていってはいけないのではないか」と思っている方が多いようです。

○橋詰課長 今、既に認定されている 10 品目以外のものという意味ですか。

○本田主査 以外のものであって、例えばレアメタルを含有する機器があって、その広域認定を相談に行ってはいけないのではないかと。

○秦課長補佐 それはそうではないですね。

○橋詰課長 そうではないですね。

○本田主査 柔軟に対応できるのであれば、どこかでそれをおっしゃっていただいた方がいいと思いますし。

○橋詰課長 10 品目を増やすことは、当然、あり得るお話ですので、まさに増やしたわけですから。

○本田主査 そうですね。ただ、品目を増やすまでには、当然、時間がかかりますよね。

○橋詰課長 というか、いっぱいありますので。

○本田主査 その品目にぴったり該当しなくても、個別具体的に御相談して、話として何とかできるようなことがあるのであれば、それはおっしゃっていただいた方がいいと思います。

○橋詰課長 個別具体的に今の 10 品目に合わないものであれば、それは新たに追加するという話になりますので。

○本田主査 それに関しても、タイムリーに検討をお願いします。要は、回収したい品目があって、今の 10 品目には合いませんと。その品目は希少価値の物を含有していて外に要らない物が付いているが技術的にだれでも取り出せるというものではない。そのような場合、技術を有する生産者が広域に回収しようとするのですが、普通は民間としては、品目指定があって、その品目に合致しているものの中で個別具体、相談だろうという考え方をしているため、相談に行っていない。ところが、「この品目指定も含めて個別御相談ですよ」と言われてしまうと、彼らにとってみれば、「品目指定の意味は余りないのではないか」ということになります。

○事務局 確かに、品目指定があることによって、「もう、品目がないので無理なんです」とあきらめてしまっている事業者がかなりいるらしいのです。なので、もしそれが本当に自治事務、国と自治体との御関係だけであれば、告示で品目を指定するというのはちょっと御検討いただきたいなどというのがあります。また、小型電子機器と一口で申しまして、いろんなものがあるわけですし、では、それをどうやって品目追加の申請・相談になるのかなというのもありますので、自治事務という関係だけなのであれば、産廃と同様、申請者の個別の申請で対応するわけにはいかないでしょうか。

○秦課長補佐 産廃は法定の告示なんですよ。

○橋詰課長 そうもいきませんで、勿論、必ずそれは個別申請は当たり前です。だれかが話を持ってこないといけないわけですから、それは関わりのない人が「ひよっとすると、こんなものがあるよ」ということで持ってくるわけはなくて、関心のある人が持ってくるに決まっているわけです。それは個別申請は必ずありますけれども、一廃の業者の場合についていいますと、先ほど来、申し上げておりますように、市町村が基本的な責任を持っておりますので、この物については先ほどの、やはり、「あの人がやりたい」ということだけでは通らない。それはどうしても基本的な構造と申し上げるよりないと思います。

○本田主査 おっしゃっておられることもよくわかるのですが、ただ、民間からしてみれば品目の指定がされているので、その中での個別判断だろうと思っています。そこに「品目指定の拡大も含めて、相談する余地があるよ」と言われてしまうと、混乱というか、彼らのロジックには載らないわけですよね。

○橋詰課長 ひよっとすると、我々のその辺のピーアールの仕方が下手なのかもしれませんね。

○本田主査 確かに民間の方の話を聞くと、普通は確かに品目指定があつて、その中で御相談だと我々としても、私としても思いました。したがって「品目指定も含めて相談なら、個別具体的に相談と言つてくださればいいじゃないか」と。そこを御理解いただければと思います。

○秦課長補佐 感覚は、勿論、わかります。

○本田主査 なので、この品目指定とは何なのかということを明確に伝えていただければと。例えば自治体と協議をする一つの枠としてこれがあるということであるならば、わからないではないのですが、であるとするなら、今の書き方ですと誤解を招いているケースはいっぱいあるのではないかと思います。

○秦課長補佐 そうかもしれませんね。

○本田主査 そうですね。ここはちょっとお考えをいただけませんかでしょうか。

○橋詰課長 周知でございましょうか。

○本田主査 議事録には明確に出すようにして、品目指定の範囲も含めて、環境省と関連省庁が相談されるなり何なりして、品目も広げることも可能であるという理解でよろしいでしょうか。

○橋詰課長 もともと、そういう運用法でやってきていますので、運用の仕方の周知の仕方かなという気がいたします。

○本田主査 ただ、ロジックとしては、余り品目指定も要らないかなと思ってしまう人が確かにいるかもしれないとは思いますが。こちらはよろしいですか。誤解がもしあれば。

○秦課長補佐 周知の仕方ですね。

○本田主査 品目指定も含めて御相談に乗れるので、現在指定されている品目以外でもどんどん相談にいらしてくださいと。それで非常にロジカルということであれば、環境省の方で関連省庁、関連機関と御相談をされた上で、いろいろ広げる努力はしていただけるということでしょうか。

○橋詰課長 そうですね。

○本田主査 わかりました。次が16でございまして、これは今、「事務取扱能力があるという観点もあつて、市町村へ」ということでもございましてけれども、例えば東京都は産廃の許認可を東京都一つで取り組んでいらっしゃるの、人口や産廃の量という観点からは大きな自治体でも取り扱うことができると思つているのですが、事務取扱能力があれば市町村でなくて都道府県単位でもいいということなのでしょうか。

○坂川課長 先ほど申し上げたのは、まず、事務能力があるというのが大前提ですということの中で、その中で、では都道府県がいいのか、市町村がいいのかということについて申し上げれば、そこはやはり今は地方分権の流れがあつて、それは市町村ができるのであれば市町村に。どうしても、そういうことになってしまうということを、先ほど、申し上げたわけです、事務能力があればどちらでもいいということではない。そういうふうに申し上げたところなんです。

○本田主査 一方、処理の効率化という観点からは、ある程度、まとめた規模でやった方がいいという考え方もあるわけですね。

○坂川課長 そういう考え方も否定はできませんけれども、ただ、もう一つ、申し上げると廃棄物の場合には、やはり、なるべく監視の目が行き届くことも大事ですから、そういう意味で都道府県のみがいいのか、政令市も加わった方がいいのか、そういうことも勘案しないといけないと思います。

○本田主査 この廃棄物の許認可の区分が非常に小さくされていることによる社会的コストの増加があるという声が上がっています。一方、大きくしていくと、十分な処理能力があるのかという問題はあると思っています。

地方分権の波は勿論あると思いますが、それが例えば経済合理性をもって説明ができるのであるならば、国民にも納得がいただけると思っています。しかし、いただいたお答えだと、私どもとして「ああ、そうですね」と申し上げられるほど納得いくものではないなと思っておるところもあります。ここは非常に大きな問題でございますので、すぐに解決ができると思っておりますが、継続して御相談を是非させていただければと思っています。

○坂川課長 その辺は私どもにもいろいろ要望はあることはあるところですから、問題意識としては、当然、持っているわけですが、しかし、やはり、地方分権の流れは物すごく強いのです。我々にとってみても、そこはどうしても制約条件にならざるを得ないのが今の現状ですから、勿論、それだけが原因というわけではないし、そういうつもりで言っているわけではありませんが、そういうことを考えると、どうしてもこれは難しいと言わざるを得ない。そういうことだと思います。

○本田主査 おっしゃっておられることもわかるのはわかるのですが、一方、一般廃棄物においても、市町村という特に小さい行政単位になればなるほど、設備の稼働率が必ずしも高くないといったようなお話も、地方公共団体からも上がってきている話もありまして、要はその処理設備の稼働率ですね。

○坂川課長 先ほど、私が申し上げたのは産業廃棄物の許可の関係で申し上げたわけですが、

○本田主査 なので、もう少し大きな単位で処理をした方が効率的だとおっしゃっておられる地方公共団体もあります。

○秦課長補佐 一般廃棄物については、我々ももう10年ぐらい前から広域的な処理ということは大分進めてはきていまして、複数の自治体さんで共同して一つの施設を建てるようなケースが非常に増えてはきています。

○本田主査 という流れがあると、「では、もっと広域な認可でもいいのではないか」という話が地方公共団体からも上がってきているところがあります。

○秦課長補佐 済みません。恐らく、収集運搬の話だろうとは思いますが、一部事務組合で、普通、そういう場合は一部事務組合をつくっていますね。だから、一部事務組合に

収集運搬の業務をシフトさえすれば、それは一部事務組合が許可を出せますから、それは工夫の問題だと思います。現在はできますけどね。

○本田主査 できるという話はあると思うのですが、それだけステップ数も増える中で、今の認可の区分をどこかで一回、見直すというようなこともあるのではないのかなというのが、私どもの課題意識でございます。「都道府県にすべて寄せるのがいいのかどうかということに関しては、疑義がある」とおっしゃるのに関して、全く反対するものではないので、ここですぐに何かを変えていただきたいか、ここで合意をしていただきたいという話ではないのですが、私どもにも、これは毎年、要望として必ず上がってくる大変重要な事項だと思っておりますので、継続した協議に向けて、まず問題意識の共有をさせていただきたいというところがございます。環境省にも同じような話が届いているというお話ですが。

○秦課長補佐 伺っています。

○本田主査 次でございますが、20の①。これは実は結構、大変な問題だと思っております。いわゆる「ごみ会計」というものですね。2007年6月に環境省の主導で出されたもので、普及を推進中ということでございますが、これは2つの問題があると思っております。一つはこの基準の理解がまだ十二分には浸透していないというところと、もう一つはこれで数字を出して終わりになっているところです。会計は別に数字の把握だけでいいことはなくて、実はその把握した数字がどういう意味を持ち、どこに改善の余地があるのかを出して、改善に取り組んで初めて意味があるものだと思っております。

さはさりながら、この新しい会計基準を理解し、ちゃんと数字を出してもらって、その数字を読み取って、「この辺に問題がありそうだ」、もしくは「改善の余地がありそうだ」というのを地方公共団体間で誰かが責任を持って比べたりして、ベストプラクティスとは何かというのを調べる、そして横展開をするという民間で取り組まれているような手法がまだフォローをされ尽くしていないなと思っております。これに関してはどういうことを、どういう日程で普及をなさる御予定なのかというのを、少し計画を立てていただくわけにはいかないのでしょうか。

○橋詰課長 私ども、昨年、作ったばかりですけれども、今、ちょうど、まさしく周知・普及の段階だと思っております。まさに今日も説明会をやったりしています。その上で、更に使い勝手をよくしようという工夫もしています。それから、今年度、むしろ来年度になると思いますが、ちょうど、今、「ベストプラクティス」とおっしゃったわけですけれども、ベストプラクティスのようなものもまとめ上げて、またそれを自治体にフィードバックしていくと。そういうことを、当面、ここ二、三年の話としては、そういう普及、それからベストプラクティスとか、より使い勝手のいいようなものを補助材料として作り上げるとか、そういうことがここ二、三年の課題だなと思っております。

○本田主査 実際、私どもに上がってきている声としては、「普及率が低いので、ほかの自治体と比較ができない」とか、「会計の知識を持っている人が余りいないので、小規模

自治体で自分たちだけで運用ができない」とか、あと、環境省のホームページにアップされた支援ツールのエクセルにバグか何かが付いていたらしいのです。それで何か問題があったとか、あと、「所有車両台数の入力欄が20台までで、大規模自治体では使えない」とか、中間処理、資源化などコストを分けるところだと思うのですが、自治体による判断項目が多いので、計算法も公開しないと比較にならないといった、結構、細かいレベルの話です。

それから、フォローされていると思いますけれども、一番大事なのはここでその数値が出てきたものを自治体間で比べられて、何でここはコストが低いのかというベストプラクティスを調べられて、それを公表されて、では、うちの自治体では何がそれで使えるのか、使えないのか、改善はどれだけされたのかというのをまとめられることなのではないかと思うのです。

一番いいのは、御自分でなさることだと思います。もし、よろしければ、私どもがそのPDCAの管理・進行チェック係をしてもよいということであれば、「そこはどうなっていますか」というのが定期的にこの事務局から伺いに行けますので、そういうことをお考えいただけないかなと思っているのですが。

○橋詰課長 今、意味がよくわからなかったのですが。

○本田主査 今、環境省の方で、会計基準の具体的な活用案に関して、もうプランをつくり始められているということでございましたので、そこを是非、御公表いただいて、私どもの事務局の方で進捗に関して、時折、議論をさせていただけるといいかなと思っているのですが。

○秦課長補佐 要は本件を継続的に議題として挙げていきたいと。

○本田主査 これは大きな問題だと私どもは思っております、今あるプランを教えてください、いつまでにどういう成果ということで、日程、期日を教えてください、継続していろいろ御議論をさせていただけるのではないかと考えています。

○橋詰課長 我々がどういうことを考えているかという、先ほど、口頭で申し上げましたけれども、それは御説明するのにやぶさかではございませんし、今、どういう状況かというお尋ねがあるならば、それはお聞きいただければお答えできると思います。

○本田主査 いつまでとかという大体のターゲットがあれば、それも一緒に教えていただければ。ターゲットや期間ですね。「何年何月までにこれは一回、やってみる」とかですね。

○秦課長補佐 ただ、これは規制ではありませんので、そもそもが自治体に強制できるものではないのです。ですから、このマニュアル等をお使いいただいて、やっていただけるかどうかは、我々、保証はできない。

○本田主査 勿論、強制ではないということも理解しておりますが、一方、やはりその成果を広く御理解いただきたいと思っておりますので。

○秦課長補佐 ちょっと、済みません。まだ、よく。

○橋詰課長 ですから、御質問、今、状況を御説明申し上げたし、もう少し丁寧に説明しろとおっしゃるのであれば、説明いたしますし、御質問をいただければ。

○本田主査 できれば詳しいロールアウトプランを線表で引いていただいて、何年何月までにこういうことをなさって、普及される予定であるというのを教えていただければと。

○橋詰課長 それは構わないのですが、先ほど、済みません、私、言葉だけにとられるつもりはないのですが、「PDCAをやりたい」とおっしゃったので、そういう言い方をされると、ちょっと、「何ですか」と申し上げたわけで。

○本田主査 もうプランはお持ちだと思うので、プランに関して教えていただいて、進捗状況を私どもの方でヒアリングを継続してさせていただきたいということです。

○橋詰課長 そういう御要望があるということですね。

○本田主査 はい。最後に22番ですが、一般廃棄物処理における民間参入の促進については加速していらっしゃるということですが、今後、更に加速をさせていくための方策は、どのように御検討でしょうか。

○橋詰課長 我々、直接的に持っている手段は、ここにも書いてございますように、ここで見て、交付金ですよ。交付金など、施設整備の場合に、いわゆるPFIの場合に応援、市町村と同じように応援をする。そういう手段を持っておりますので、非常に廃棄物処理の中においてお金もかかるし、コアな部分にいわゆる施設の部分がありますけれども、そのところについてはこういう手段を使ってやるというところが、やはり一番の手段かなと思っております。

○本田主査 私どもの理解ですと、やはり民間における処理料金と、公的機関における処理コストが結構違う。その一因は公務員の人件費にもあるらしいのですが、そうであるとすると、今までやってきていただいて、進捗しているというのは非常にすばらしいことだと思いますが、できれば継続して加速していただけるような策を御検討いただきたいと思っております。今後PFIをこういう形で進めるというようなことがあれば、また教えていただきたいと思っているのですが。

○秦課長補佐 基本的には自治体さんの判断の話なので、それは国が「おまえ、もっと民間を使え」ということはできませんから、我々としては民間活用を進めたいというところが、そのしないような形で、例えばこの交付金もそうですが、PFI事業でも交付対象にしますといった、そういう施策は引き続き打っていく。そういうことだと理解しています。

○本田主査 それは今も出していらして、実際、効果が出ている施策だと思いますけれども、今後さらなる方策というのをお考えかとか、そういうものはないのでしょうか。

○秦課長補佐 大きな流れとして、勿論、官から民へというのはありますので、一応、我々はその辺を意識しながら、民を活用する自治体を応援するようなことは基本的にやっていると思っておりますが、具体的に何かと言われると、今はそんなにありませんが。

○本田主査 基本的には打ち手としてはその交付金とPFIにという以外には、今のところ

ろの御検討はないということですか。

○秦課長補佐 今のところ、ただちにはありません。

○本田主査 では、お願いでしかないのですが、何かこの加速策があれば、是非、継続して御検討いただければと思います。

○橋詰課長 今の施設整備については、自治体に対して交付金を出しているわけですが、PFIについても、いわば市町村に対してのと同じ条件で出しているんですよ。その方針自体は変えるつもりもありませんし、市町村よりも厚遇という話はさすがにできないお話ですので、今の状態を続けるということが、要するに市町村から見ても、自分たちが使えるメニューとして、選択肢として自分たちと同等な選択肢が別にある。そういう条件を提示しますので、今の状態を御活用いただくということなのかなと思います。

○本田主査 そうですね。何で「加速を」と申し上げているかというと、経済情勢も非常に悪いですし、人口の減少も進んでいく一方、都市への人口の集中はまだ進むようがございますので、地方公共団体においては財政状況がどんどん悪くなるのではないかと感じております。やはり環境省のようなところからいろいろな投資がこういう分野であるとプラスかなというので、是非、検討を御継続いただければと思っています。今ができていないと申し上げているわけではないので、あくまで「加速」という言葉を使わせていただければと思っています。

では、どうも今日は長時間にわたりまして、ありがとうございました。また、これは書いたもので返していただいたので、先ほどの「そんなの、わかっているよね」と言われたことの理解が民間で非常に深まると思いますので、後ろに座っていただいている方々にもお時間をお使いいただいたと思います。改めて御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。